

美 作 市
財政の総点検
【第9版】

2022年11月

美作市総務部財政課

美作市財政の総点検【第9版】

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
1 財政状況	・ ・ ・ ・ 2
(1) 市税収入は3.7%の減 徴収率はコロナ禍前の水準に回復	・ ・ ・ ・ 2
(2) 地方交付税の積極的確保に努めています	・ ・ ・ ・ 3
(3) 普通会計の市債残高は減少、実質的な残高は39.8億円	・ ・ ・ ・ 6
(4) 普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題	・ ・ ・ ・ 8
(5) 普通会計の基金総額は10億円の増	・ ・ ・ ・ 9
2 財政指標による健全化判断	・ ・ ・ ・ 11
(1) 3年連続で実質的な負債が0以下になりました	・ ・ ・ ・ 11
(2) 経常収支比率は前年度比で4.1ポイントの低下	・ ・ ・ ・ 15
3 財政力強化、人口増加に向けた取り組み	・ ・ ・ ・ 16
(1) 定住促進等に関する助成制度	・ ・ ・ ・ 16
(2) 地域活力創生事業雇用促進奨励金	・ ・ ・ ・ 18
(3) 農業・農村の多面的機能の維持	・ ・ ・ ・ 20
(4) 森林環境譲与税の活用	・ ・ ・ ・ 23
(5) 事業用発電パネル税の導入	・ ・ ・ ・ 25
(6) ふるさと納税が1億6千万円を超えました	・ ・ ・ ・ 26
(7) 東粟倉小学校・幼稚園の統廃合	・ ・ ・ ・ 28
4 今後の課題	・ ・ ・ ・ 29
(1) 新庁舎建設事業が本格的に始まりました	・ ・ ・ ・ 29
(2) 新型コロナウイルス感染症との併存（With コロナ）	・ ・ ・ ・ 32
(3) 急激な物価高騰	・ ・ ・ ・ 35
(4) マイナンバーカードの普及と利用促進	・ ・ ・ ・ 36
(5) 光ファイバ網宅内設備の更新	・ ・ ・ ・ 38
(6) 地域高規格道路「美作岡山道路」の整備促進	・ ・ ・ ・ 40
5 今後の財政見通し	・ ・ ・ ・ 42
(1) 引き続き健全な財政運営に努めていきます	・ ・ ・ ・ 42
(2) 推計の考え方	・ ・ ・ ・ 43

はじめに

美作市では、財政状況についてわかりやすい分析と今後の収支見通しに係る情報提供を行うため、2014年度から「財政の総点検」に取り組み、その情報を市民と共有するために公表してきました。

財政状況については、市債残高は減少し、基金残高は増加傾向で推移しています。数値的な指標となる健全化判断比率については、実質公債費比率、将来負担比率とも確実に毎年度改善し、将来負担比率については、3年連続で算定値なし（0以下）となりました。これは、市が保有する負債が、住宅使用料など公債費に充当される特定財源、市が保有する基金、公債費に連動して算入される地方交付税などで全額賄える範囲となったことを意味し、現時点の負債状況について、将来の財政を圧迫する可能性の度合いが低下していることを示しています。

基金については、大規模事業に備えるため、減債基金、公共施設整備基金への積立を積極的に行った結果、2021度は前年に比べて約10億円の増となっています。併せて、前年度繰越金を繰上償還の財源とすることにより、将来負担の軽減に役立てています。

2020年3月定例会で美作市新市建設計画が5年間延長され、合併特例事業債の発行期限は2024年度までとなりました。約90億円の発行可能額が残っているものの、短期間に多額の地方債を発行すると、財政に大きな影響を与えることは必至です。しっかりとした財政見通しを立て、計画的な運用を図ることが必要となります。

財政状況を公表することで、財政に関する規律の維持やコンプライアンスの確立に市民の目が向けられると考えており、今年度も第9版となる「財政の総点検」を作成し、健全な財政運営に努めてまいりますので、市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

～普通会計～

地方公共団体の会計は、個々の団体によって設置している特別会計や一般会計が網羅する範囲が異なります。そのため普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、財政状況を比較しています。

一般会計は、教育や福祉、公共施設の整備、市役所事務運営など、一般的な行政サービスを行うための会計で、市の会計の中心となるものです。

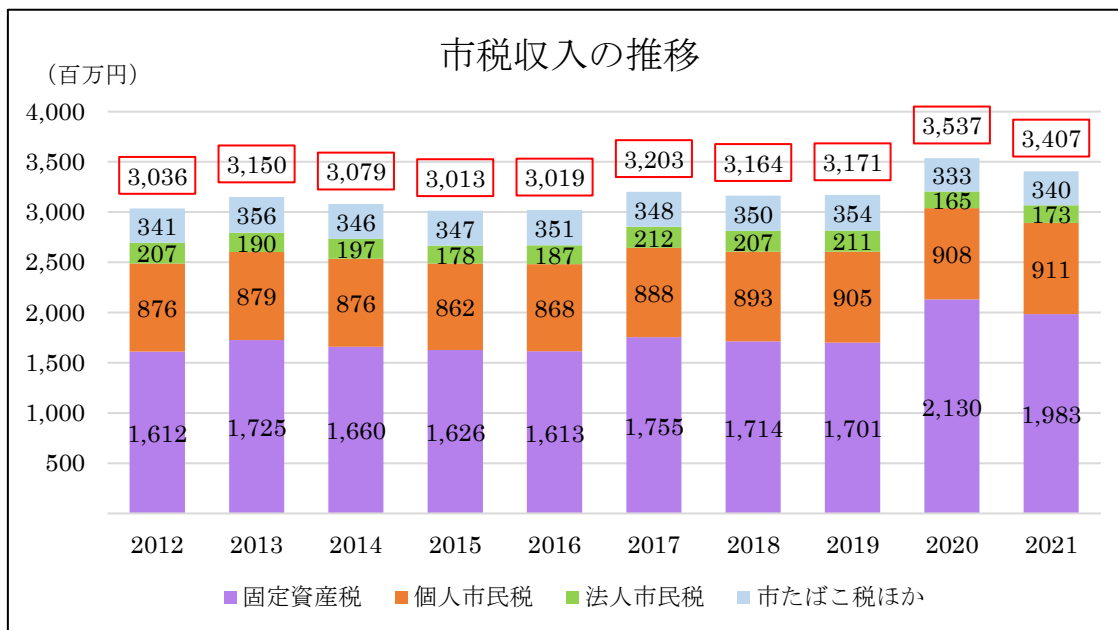
美作市の普通会計は、一般会計、公園墓地事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計で構成しています。

なお、美作市の企業会計は、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計で、民間企業と同様の公営企業会計を適用しています。

1 財政状況

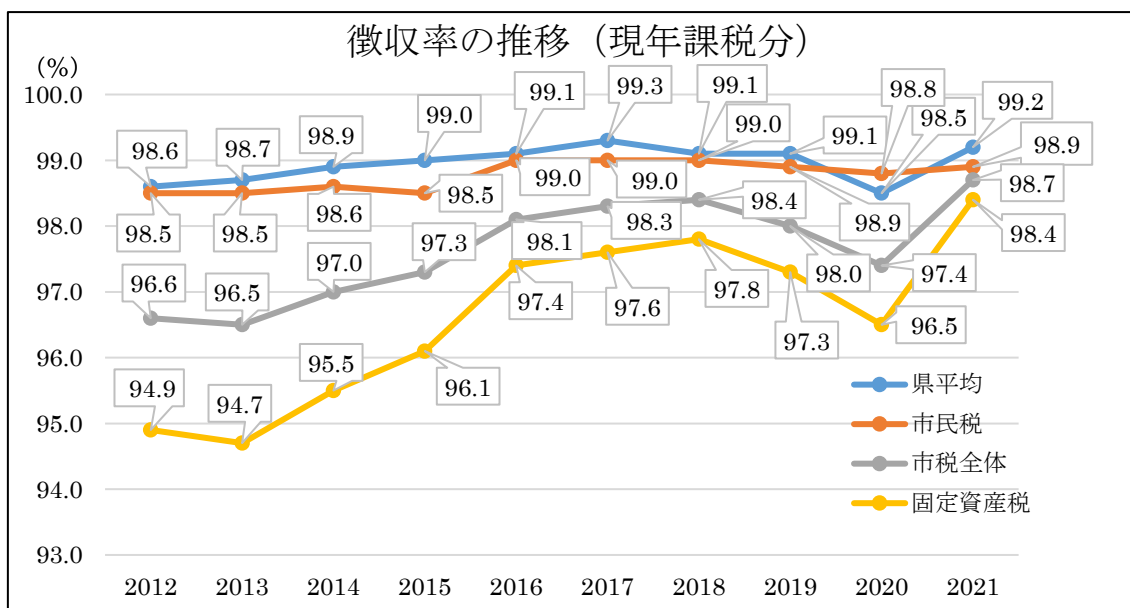
1-1(1) 市税収入は3.7%の減 徴収率はコロナ禍前の水準に回復

市税収入は、2020年度と比較し130百万円の減収となりました。市民税、市たばこ税については増加したものの、大規模太陽光発電施設の償却資産額の減少や、3年に一度行われる評価替えなどの影響で、固定資産税が147百万円の減となったことから、市税収入全体としては3.7%の減収となりました。



一方、市税の徴収率（現年課税分）は、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として実施された、市税の徴収猶予が終了したことにより、前年度と比較して1.3ポイント上昇し、コロナ禍前の水準に回復しました。

しかしながら、依然として県平均を下回り推移していることから、引き続き徴収率の向上を中心とした、税収の確保に取り組んでいく必要があります。

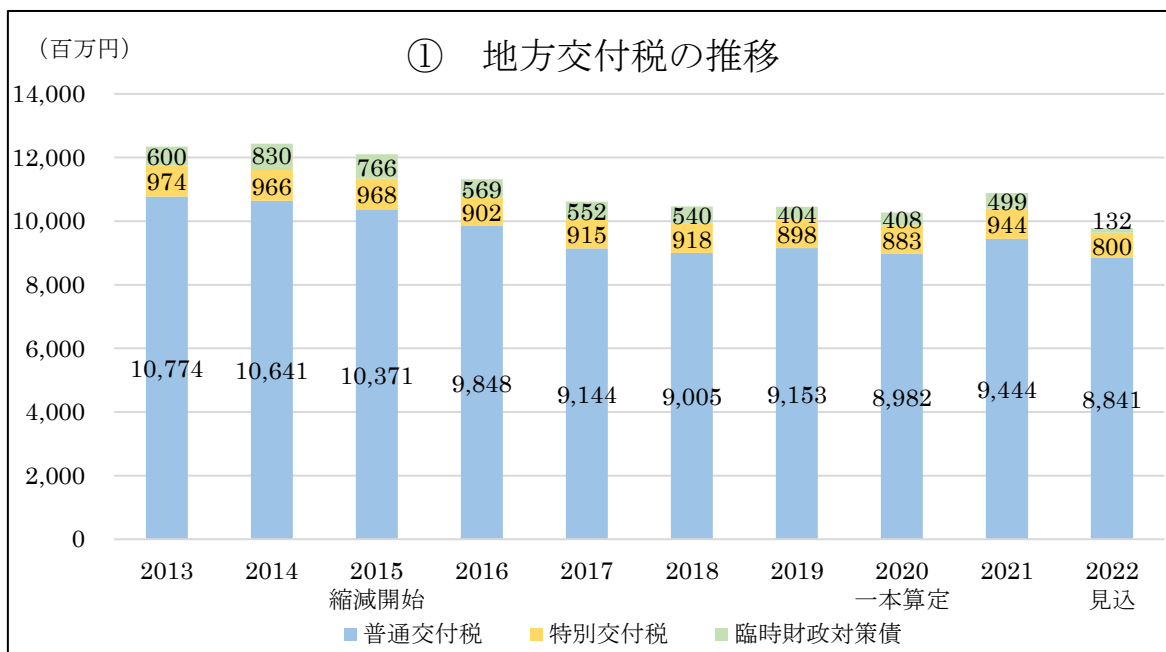


1-(2) 地方交付税の積極的確保に努めています

地方交付税及び臨時財政対策債は、地方公共団体間の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもので、美作市の収入全体の約4割を占めています。

① 2021年度の決算状況

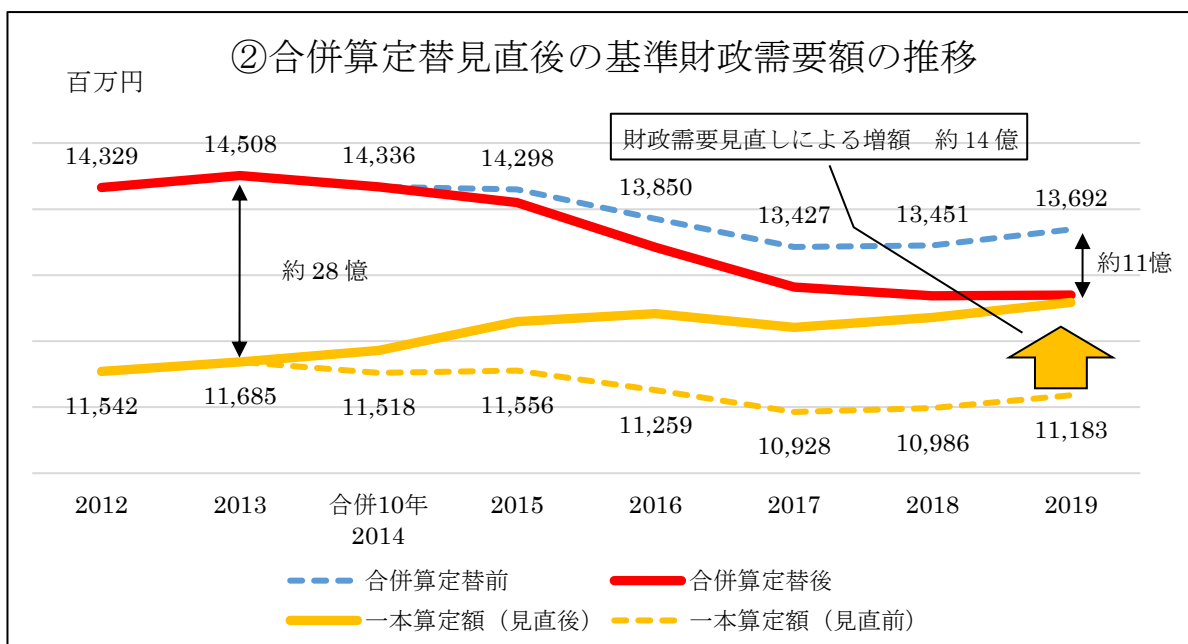
グラフ①のとおり、2021年度決算における、普通交付税と臨時財政対策債の合計額は、前年度に比較して約5億5千万円（5.9%）の増となりました。これは、コロナ禍の影響で減収を見込んでいた国の地方交付税財源が想定を上回る増収となり、感染症対策で増大した地方負担に対する措置である臨時経済対策費（134,178千円）や、後年度の償還に充当するための臨時財政対策債償還基金費（136,593千円）、さらに調整額の復活（8,716千円）といった追加交付がなされたことが大きな要因で、2021年度に限った特殊な事情と考えられます。



② 地方交付税の特例加算が終了しました

普通交付税の算定にあっては、合併後15年間、合併算定替という特例加算措置を受けていましたが、合併後11年目からその加算額は段階的に縮減され、2020年度からは一つの自治体として算定される一本算定になりました。

合併算定替と一本算定の差は最大で28億2千万円（2013年度）ありましたが、普通交付税の算定方法が合併市の実態を反映したものとなるよう活動を行った結果、基準財政需要額における支所や消防、保健センターに要する経費等の見直しにつながり、算定替最終年となる2019年度には、その差額が約11億円まで圧縮されています（グラフ②）。

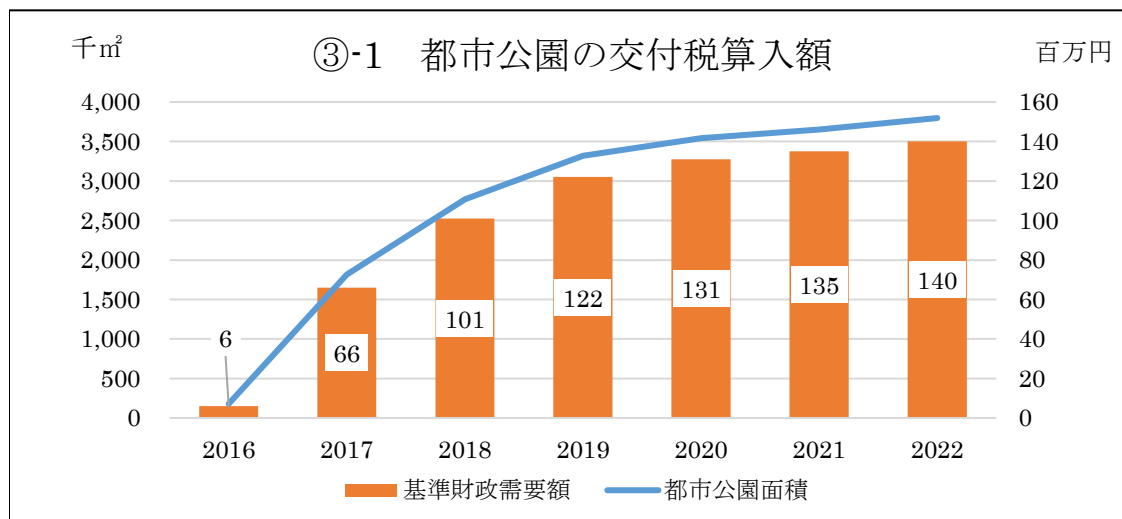


一本算定後の基準財政需要額の算定にあつては、算定替期間中の縮減ほどの影響はないものの、人口が減少傾向にある美作市の実態を反映することから、交付税額は減少していくことが予想されます。地方交付税は、前述のとおり市全体の歳入に占める割合が大きいことから、減少幅を小さく抑える意味でも、基準財政需要額の増加につながる施策について知恵を絞る必要があります。

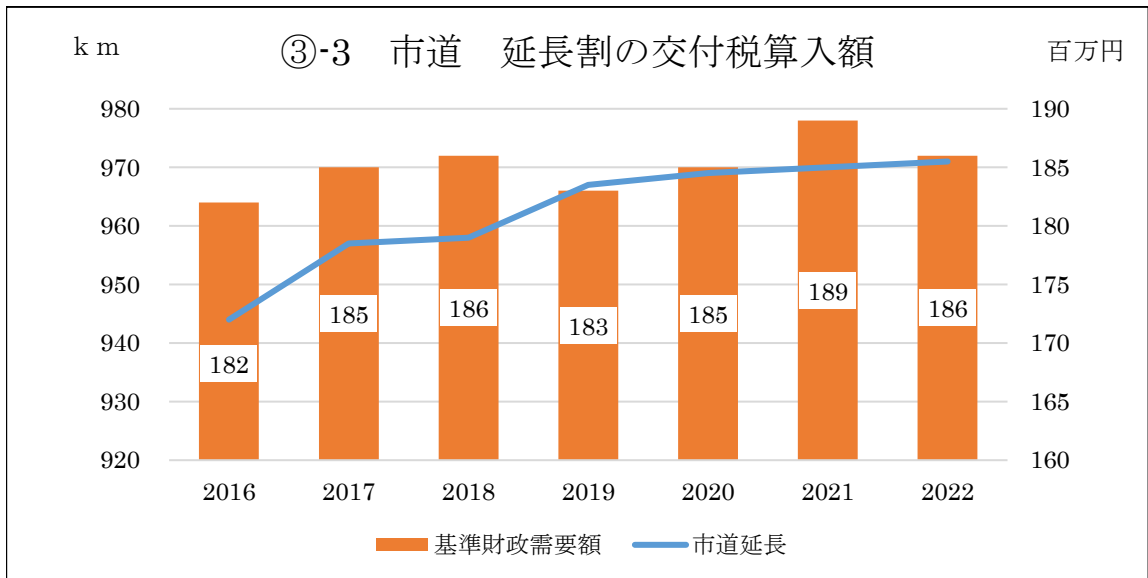
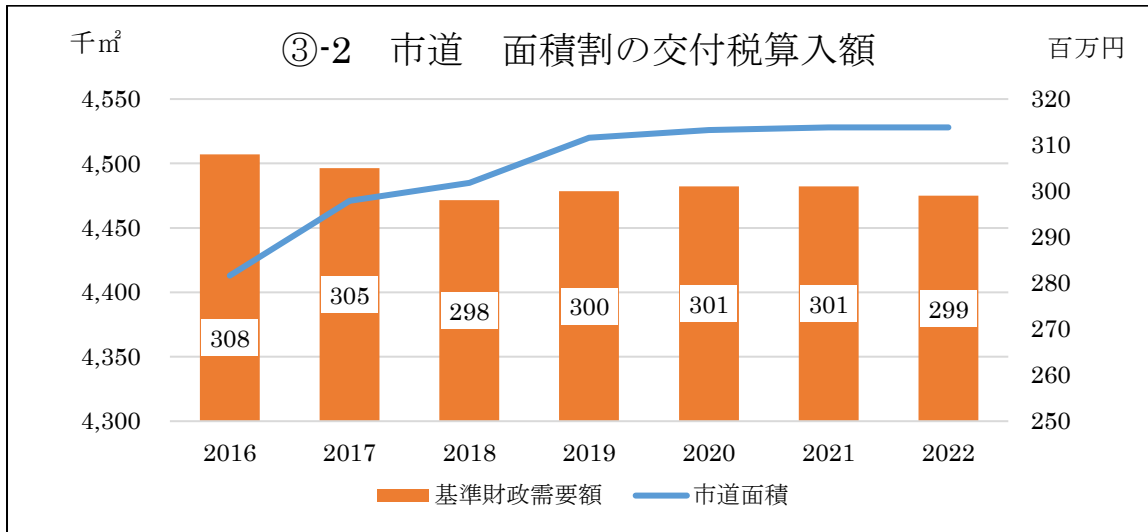
③ 都市公園、市道を積極的に認定しています

地方交付税（普通交付税）は、基準財政需要額（合理的な水準で行政事務を遂行するために必要な経費）が基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）を上回った場合、その差額を基礎として交付されます。

基準財政需要額は、土木費や教育費といった行政費目ごとの「単位費用」に、人口や面積などの自治体ごとの規模を表す「測定単位」を乗じて算定されています。その中で、都市公園、市道等の測定単位については、その大きさが基礎数値



となり、これに比例して維持管理費等の需要額が算定されます。美作市では、都市公園や市道を積極的に認定することにより生じる安定的な財源を確保したうえで、福祉施策をはじめとする行政サービスの充実を図っています。



※参考 単位費用

項目	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
都市公園面積	千円/千㎡	36.3	36.3	36.3	36.6	37.0	37.0	37.0
市道面積	千円/千㎡	75.2	73.5	71.7	71.7	71.7	71.7	71.3
市道延長	千円/km	193.0	193.0	194.0	189.0	190.0	191.0	190.0

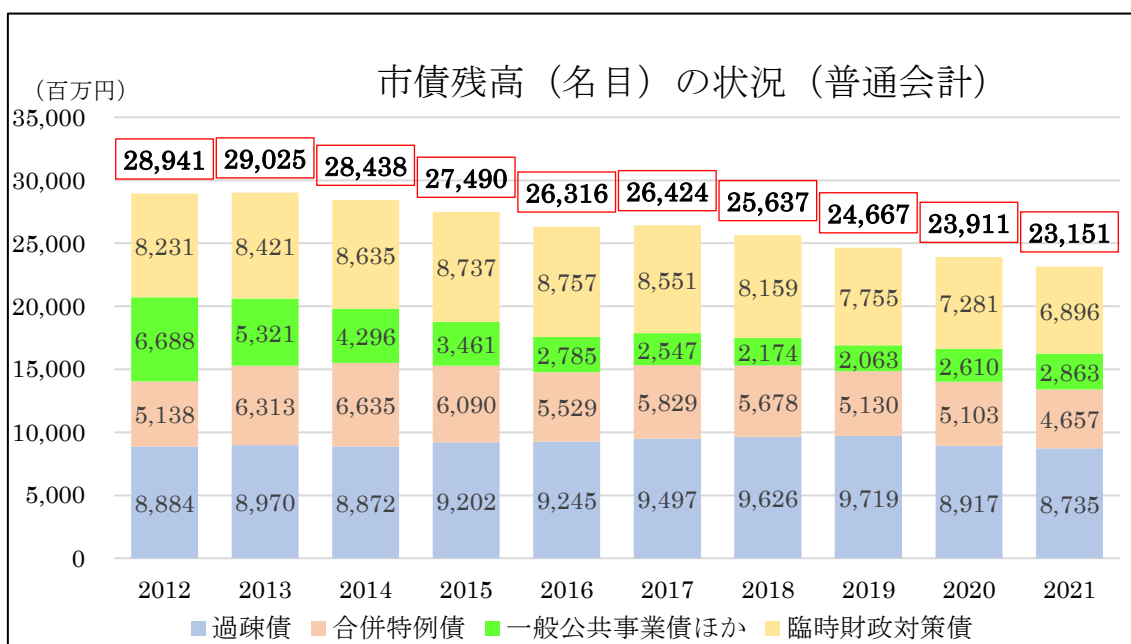
1-(3) 普通会計の市債残高は減少、実質的な残高は 39.8 億円

① 市債残高（名目）は引き続き減少傾向にあります

2021 年度は消防指令システム構築業務や廃園となった保育園の解体工事を実施するために、新たな地方債を発行したものの、繰上償還を 2 億 5 千万円行ったことなどにより、普通会計の市債残高は、前年度に比べ 7 億 6 千万円（3.2%）減少しました。

一般公共事業債ほか（グラフ緑色）がやや増加傾向にありますが、このうちには、時限措置である、交付税算入率が 70%の緊急自然災害防止対策債（残高:624 百万円）などが含まれており、他の公共事業債に比べ、一般財源への影響が小さいものの増分と考えることができます。

10 年前（2012 年度末）と比較すると、57 億 9 千万円（20.0%）減った計算になるなど、市債残高の減少傾向が続いていますが、大規模な公共事業を集中して実施する計画があることから、次年度以降は一時的に増加に転じることが見込まれます。



② 繰上償還を実施し、将来の公債費負担の軽減を図っています

借入利率の高い市債について順次繰上償還に取り組んできましたが、高金利のものがほぼなくなったことに伴い、近年は、財政の将来的な負担軽減を図るため、後年度の公債費抑制効果の高い地方債について、繰上償還を行っています。

2021 年度は、2008 年度に借入を行った臨時財政対策債の残額 252,565 千円の繰上償還を行いました。このことにより、2022 年度から 2028 年度までの 7 年間、年額で 3,600 万円の公債費支出を抑制することができます。

なお、後年度の交付税算入については、年度ごとに起債償還があったものとして算定されるため、減額されることはありません。

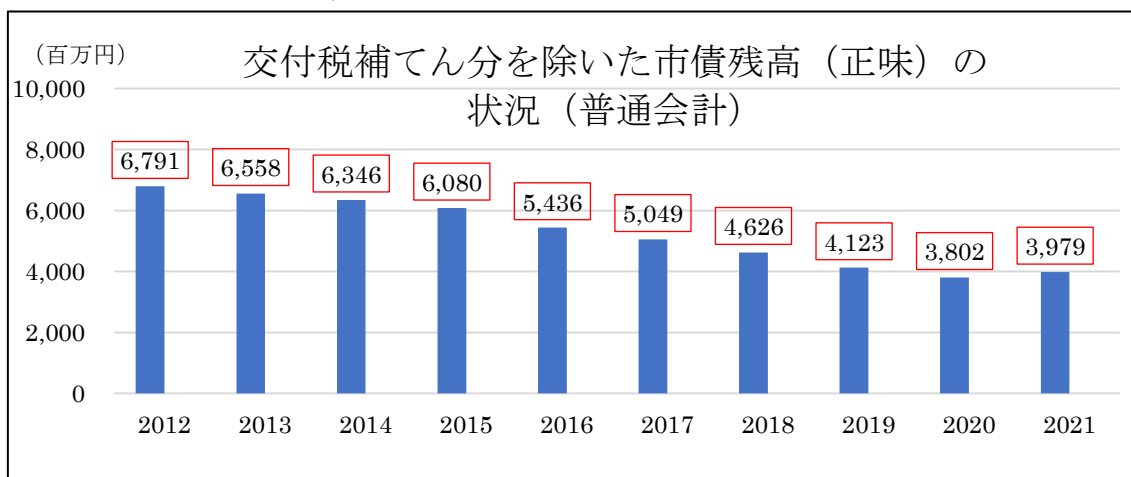
○繰上償還の過年度実績

(単位:千円)

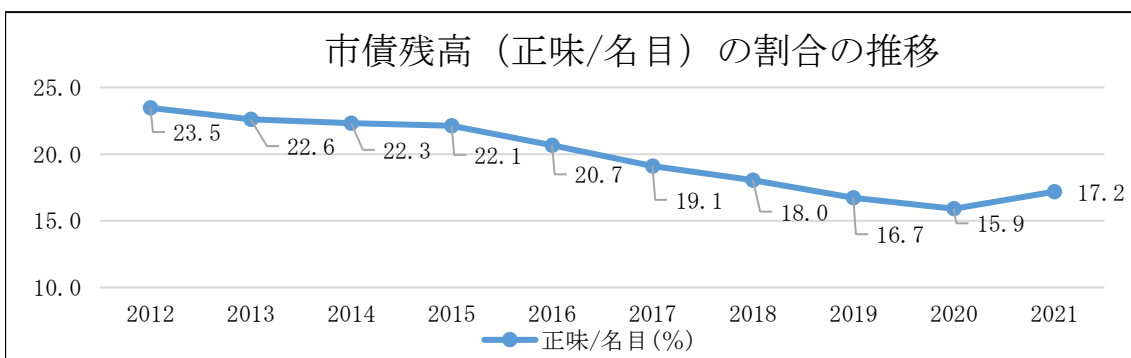
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
繰上償還額	474,516	589,245	791,132	252,565

③ 交付税措置率の高い有利な起債を選択

市債の発行は、過疎対策事業債や合併特例事業債など財源的に有利なものを中心に行ってきました。市債残高のうち、交付税で補てんされる額(過疎債 70%、合併特例事業債 70%、臨時財政対策債 100%など)を除いた正味の残高は、次のグラフのとおりです。



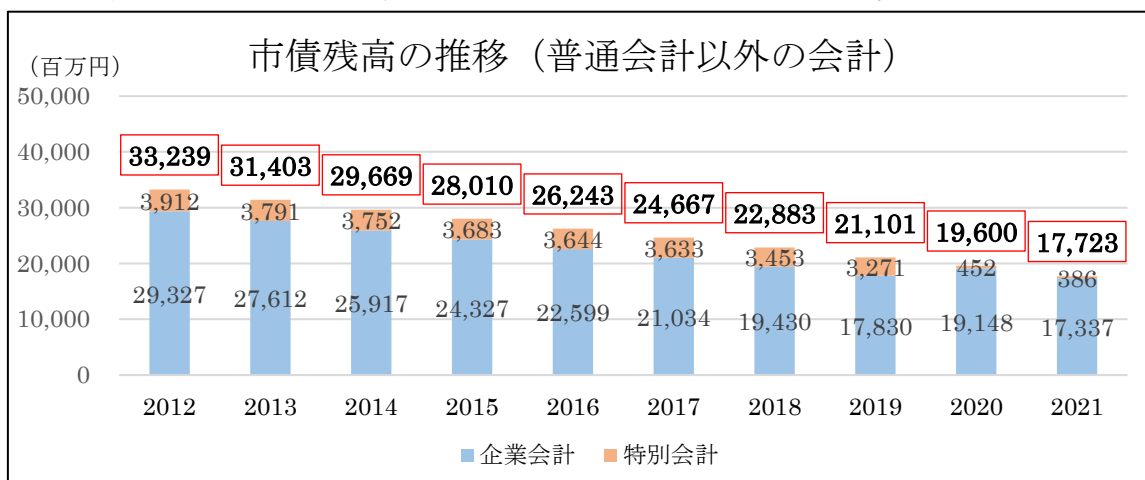
2021年度末の市債残高 231 億 5 千 1 百万円に対し、普通交付税等により補てんされる見込額を除いた正味の残高は、39 億 8 千万円です。交付税措置のある有利な起債を選択してきたことにより、債務の質が良くなっています。



一方、正味の市債残高を名目残高で除した割合は、年々減少傾向にありましたが、2021年度決算では増加に転じました。これは、交付税措置率の低い債務の償還が進んだことにより、措置率の高い債務が起債残高の大部分を占めるようになったため、地方交付税等で補填される割合が上限に近づいているものと考えられます。交付税補てん分を除いた市債残高(正味)は、今後、大規模な公共事業実施に伴う発債が予定されているため、上昇していくことが予想されます。

1-(4) 普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題

特別会計と企業会計を合わせた、普通会計以外の会計の市債残高（2021年度末）は、前年度に比べ18億8百万円（9.6%）減少しました。



※ 2020年度決算から簡易水道事業は企業会計（水道事業）に移行している。

各会計の2021年度末の市債残高に対して、今後一般会計が負担する見込み額等は、次のとおりです。（単位：百万円）

会計	2021年度末 地方債残高	うち一般会計 負担見込額	うち普通交付税 算入見込額
水道事業会計	2,917	1,359	663
下水道事業会計	13,846	12,502	7,033
その他（国民健康保険診療所、老人保健施設、老人福祉施設、大原病院）	960	456	261
合計	17,723	14,317	7,957

上下水道事業、病院事業などの地方公営企業は独立採算が原則ですが、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」などは、一般会計等が負担するものとされており、これを「繰出基準」といいます。

しかし、水道事業会計のうち簡易水道事業と下水道事業会計は、使用料収入や基準内繰入金などでは経費を賄えないため、一般会計が「繰出基準」を超えて援助しています。次の表は両会計の今後の公債費の推移ですが、完済するものが多くなる2024年頃から減少幅が大きくなるものの、今後において、施設の老朽化に対応するための新たな発債が生じることに留意が必要です。

今後の公債費の推移（既発債のみ）

単位：百万円

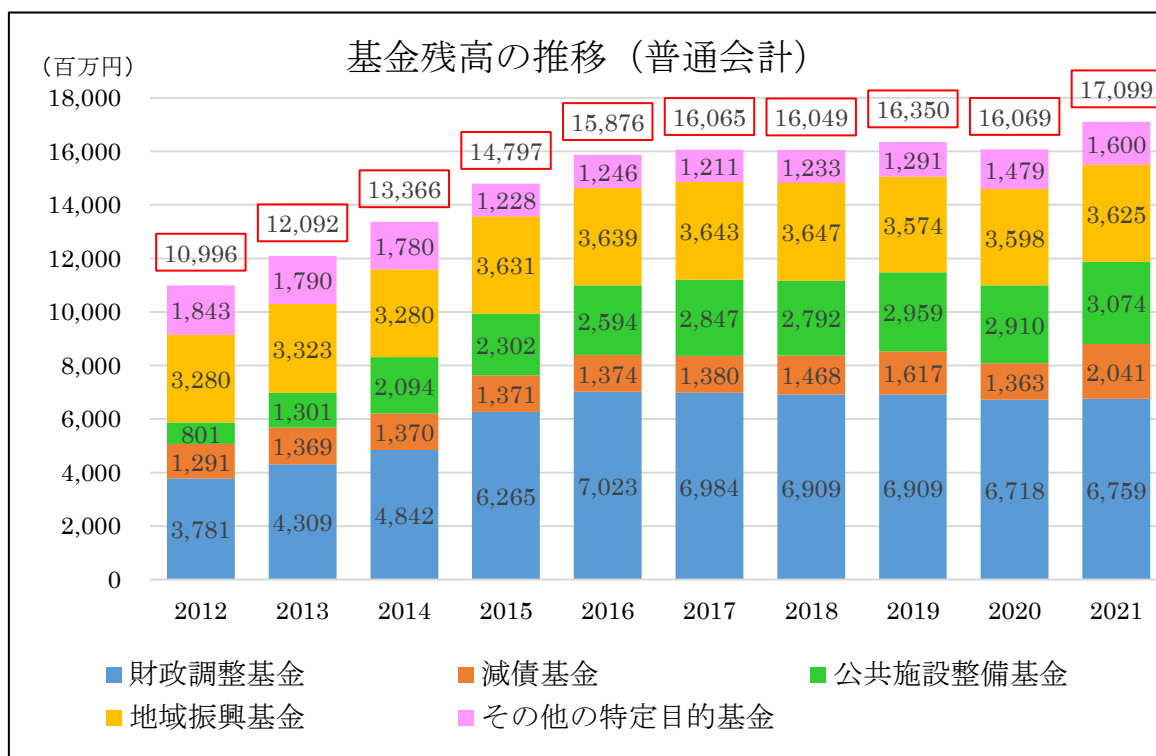
年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
水道	381	357	310	259	244	221	199	190	166	155
うち簡易水道	307	302	267	232	219	202	195	190	166	155
下水道	1,885	1,840	1,744	1,659	1,558	1,406	1,166	975	719	586

1-(5) 普通会計の基金総額は10億円の増

① 減債基金等の積立を積極的に行っています

合併特例事業債の発行期限となる2024年度（令和6年度）までに、大規模な公共事業が集中して行われる計画があることから、新たに発行する市債の償還が本格的に始まるまでに、地方債の償還に充当可能な減債基金や、建設時の経費に充当可能となる公共施設整備基金の積み立てを積極的に行うこととしています。2021年度は、減債基金に6億8千万円、公共施設整備基金に1億6千万円を新たに積み立てたことが主な要因となり、普通会計の年度末残高は、前年度に比べ10億3千万円（6.4%）増加し、170億9,900万円となりました。

今後想定される大規模事業に要する経費に対する取り崩しと、安定的な財政運営を行う上で欠かせない基金の積み立てを、財政全体のバランスを考慮しながら計画的に行っていく必要があります。

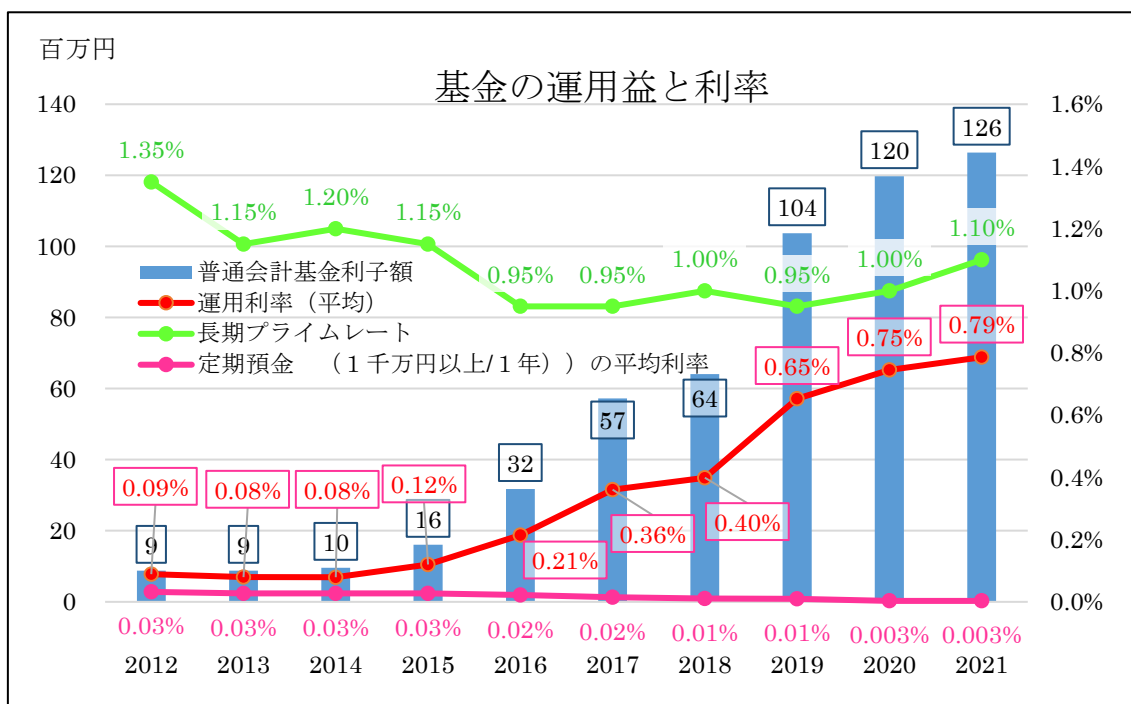


② 基金の運用益は1億2千万円を超えました

基金の運用益については1億2千6百万円となり、前年度と比較して660万円（5.5%）の増となりました。

債券運用の方法を見直し、高い利率での運用を図ることで、有効的な活用に努めており、2021年度の平均利率（利子÷2020年度末残高）は定期預金、債券をあわせて0.79%で、市中銀行の1千万円以上の定期預金の平均的な利率0.003%と比較すると、いかに大きな運用益が生じているかが明らかになります。

なお、債券については、0.45%から2.55%の利率で運用を行っており、安全性、流動性を確保したうえで、効率的な運用を行っています。



*資料 日本銀行 HP

長期プライムレート^{※1}と定期預金の平均利率は毎年度4月1日現在のもの

※1) 長期プライムレート 金融機関が優良企業向けに1年以上の長期貸出に適用する最優遇金利

③ 普通会計以外の基金残高も増加

全会計の基金残高の合計は、次の表のとおりです。特別会計の基金は、国保事業財政調整基金、診療所財政調整基金、介護給付費等準備基金などです。企業会計の基金は、下水道事業のものです。水道事業及び病院事業の決算では、資産の部にそれぞれ10億円以上の預金がありますが、基金は設けていません。

会計	2020年度末残高	2021年度末残高	前年度比増減
普通会計	16,069 百万円	17,099 百万円	1,030 百万円
特別会計	1,086 百万円	1,296 百万円	210 百万円
企業会計	592 百万円	594 百万円	2 百万円
合計	17,747 百万円	18,989 百万円	1,242 百万円

～臨時財政対策債～

臨時財政対策債は、国の地方交付税の原資が必要額に足りない際に発行することができる代替財源です。本来、市税、地方交付税その他の経常収入で、人件費、物件費その他の経常経費などを賄うところ、地方交付税が必要な額に満たないため、その穴埋めとして臨時財政対策債を発行しています。

臨時財政対策債の用途は、地方交付税と同様に自由で、元利償還金の全額が後年度普通交付税に算入されます。

2 財政指標による健全化判断

2-1(1) 3年連続で実質的な負債が0以下になりました

2009年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、次の4つの指標を「健全化判断比率」とし、監査委員の審査に付した上で、議会へ報告し、公表することを義務付けています。

健全化判断比率等の対象

地方公共団体	会計名等		健全化判断比率等			
	一般会計	普通会計	① 実質 赤字 比率		② 連結 実質 赤字 比率	③ 実質 公債 費比 率
特別会計	うち 公営企業会計		資金 不足 比率			
一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター等						

① 実質赤字比率

普通会計の赤字を、財政規模に対する割合で表したものです。

② 連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

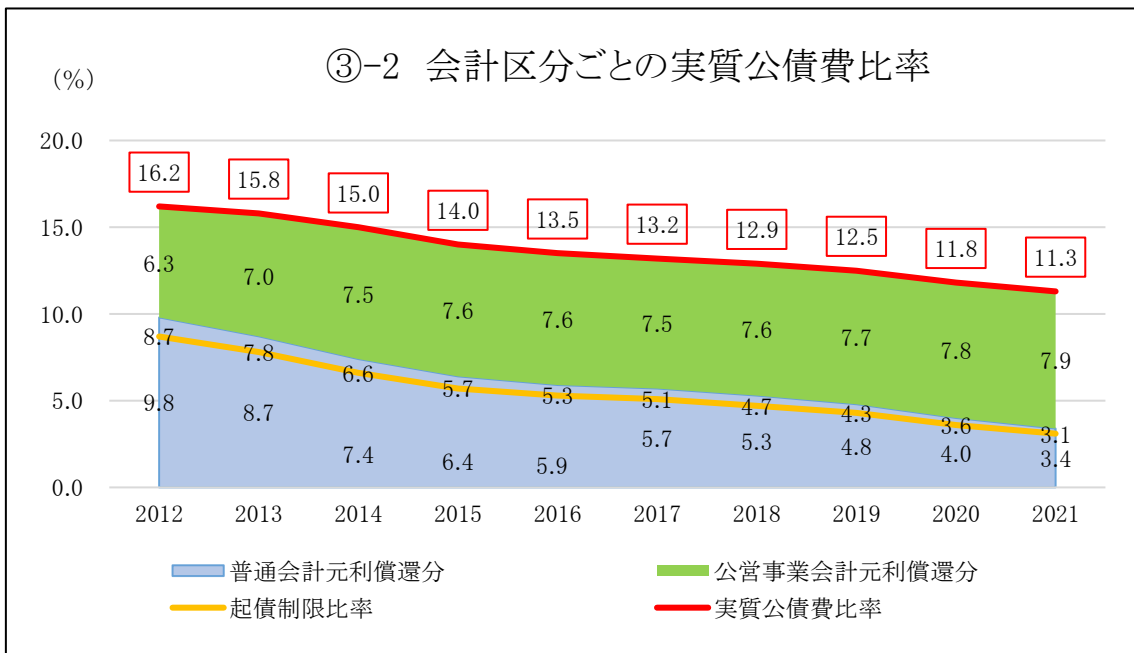
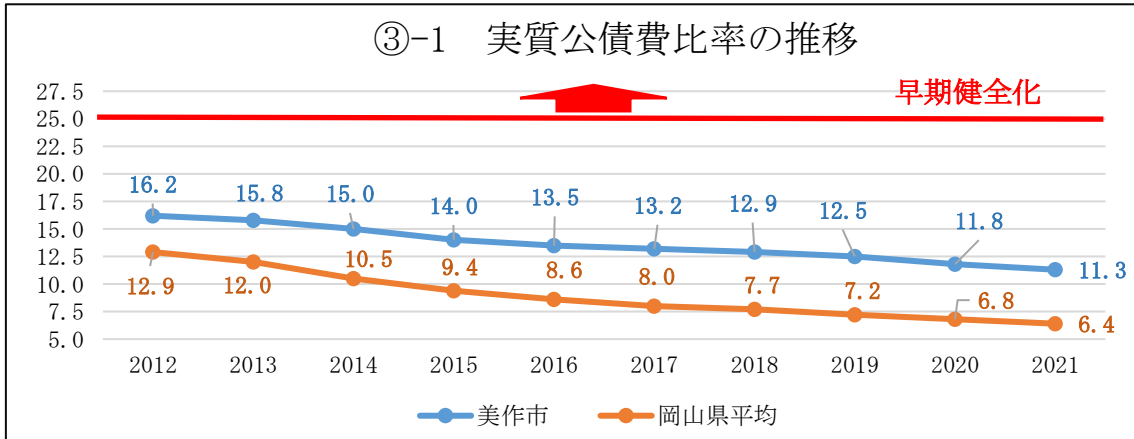
項 目	2007年度～2021年度
①実質赤字比率	赤字が発生していないため数値なし
②連結実質赤字比率	

③ 実質公債費比率

地方債の発行は、1977年度以降、起債制限比率により制限されていましたが、2006年度の改正で、実質公債費比率により制限されるようになりました。

実質公債費比率は、普通会計における市債の元利償還金のみでなく、公営事業会計や一部事務組合における市債等の元利償還金のうち、一般会計が負担するものを加えて財政規模に対する割合を表すもので、通常前3年度の平均値を用います。

18%以上の場合、地方債発行に国県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となって一定の地方債が制限され、35%以上の場合にはさらに制限の度合いが高まります。



実質公債費比率は、2008年度の20.4%をピークに年々低下し、2021年度は11.3%となっています（③-2 積上げ面グラフ）。一方で、普通会計分が年々減少しているのに対し、公営事業会計分の比率は増加傾向にあり、2021年度は、前年度に比べ公営事業会計元利償還金分の繰出金が4千4百万円（2.2%）増加したことなども影響し、0.1ポイント上昇しました。これは、普通会計の元利償還金の減少幅に比べ、公営事業会計元利償還金の減少幅が小さいことが影響しています。特に、下水道事業債の償還期間は他の市債と比較して長く（30年）、下水道事業会計の公債費の支払いに一般会計が多額の負担を続けていることが、公営事業会計分の比率が下がらない原因となっています。

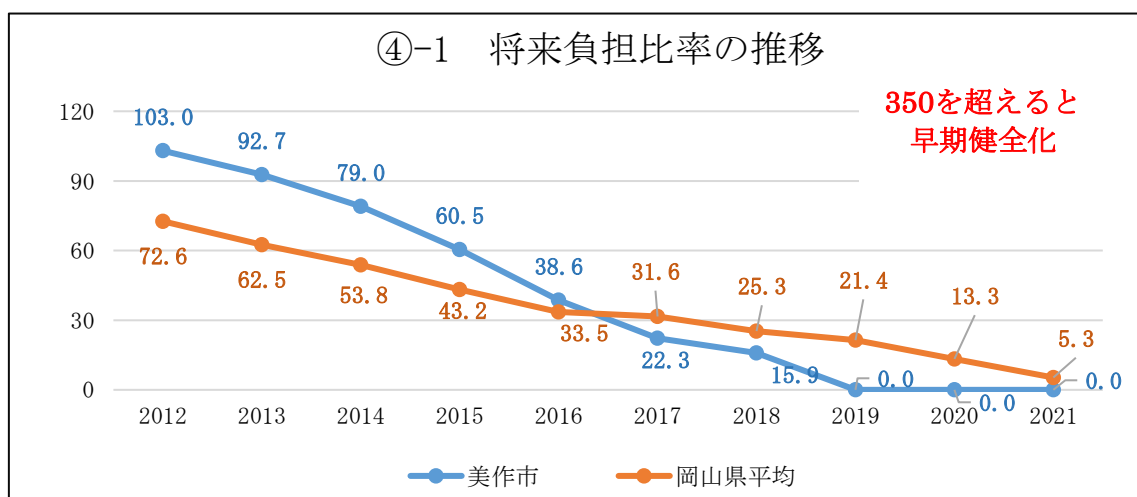
なお、2009年度まで公式に用いられていた起債制限比率は、普通会計のみの公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、合併以降年々低下し、2021年度は3.1%となっています（③-2 黄色折線グラフ）。

④ 将来負担比率

将来負担比率は2007年度から用いられており、将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模に対する割合で、将来の財政の圧迫度を示すものです。350%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定を義務付けられます。

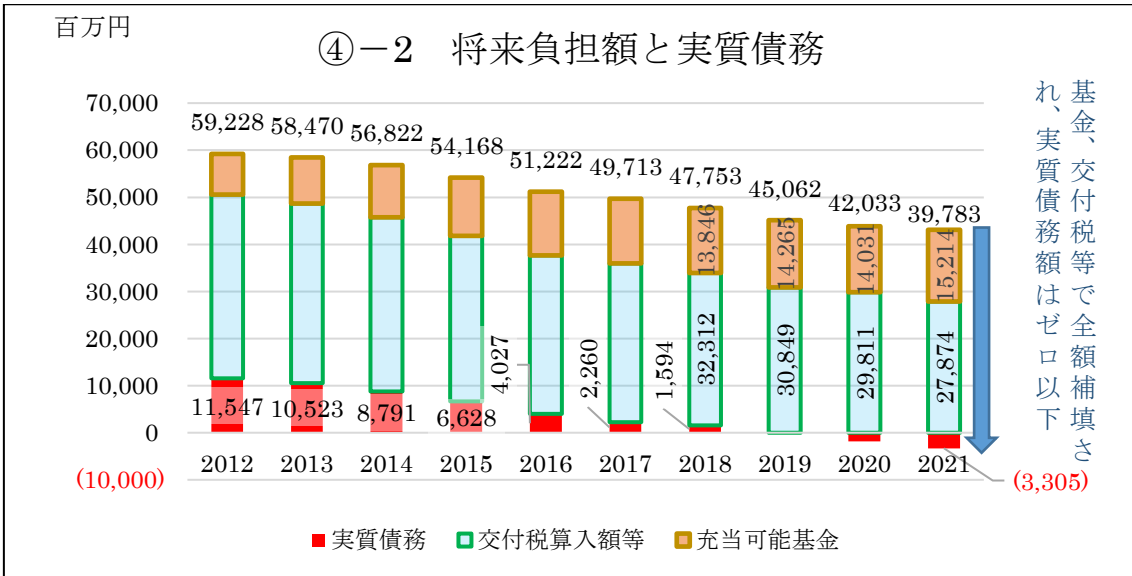
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額} - \text{充当特定財源収入見込額} - \text{充当可能基金額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額}}$$

将来負担額には、年度末に全職員が退職した場合に必要な退職手当の積立不足額、債務負担行為に基づく支出予定額や一部事務組合、第三セクター、土地開発公社等の負債のうち美作市が負担すべき額などを含んでいます。



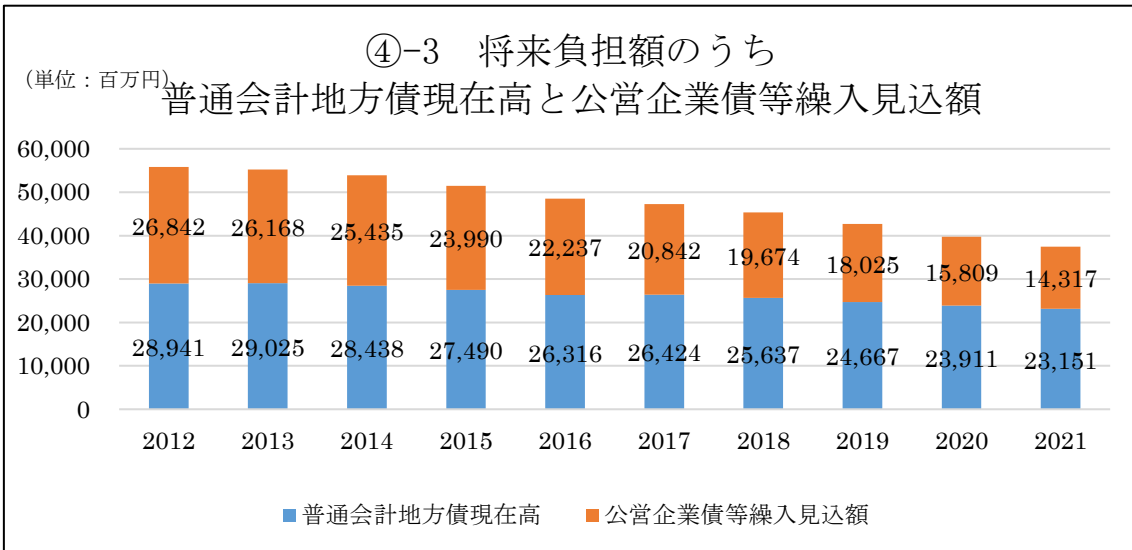
2021年度は3年連続で実質的な負債が0以下となり、将来負担比率は「算定なし」となりました。これは、充当可能基金（152億1千万円）と交付税算入される額（278億7千万円）の合計が、将来負担額（397億8千万円）を上回ったためです。

充当可能基金は、財政調整基金をはじめとする普通会計の基金に特別会計の基金の一部を加えたものです。



将来負担比率が下がっている大きな要因は、普通会計以外での地方債の発行が少なく、起債残高が着実に減っていることです。

算定の分子となる将来負担額のうち、普通会計の地方債現在高（④-3 棒グラフ下段）はこの10年で57.9億円減り、公営企業債等繰入見込額（公営企業の地方債現在高のうち、料金収入などで賄えず普通会計が負担する額、④-3 棒グラフ上段）は、125.2億円減りました。将来負担比率は暫く「算定なし」が続くと考えられますが、今後、普通会計分の大規模な公共事業の実施、また、水道、下水道などの公営企業においても大規模な更新計画があることから、地方債残高が増加していくことが予想されるため、注視する必要があります。

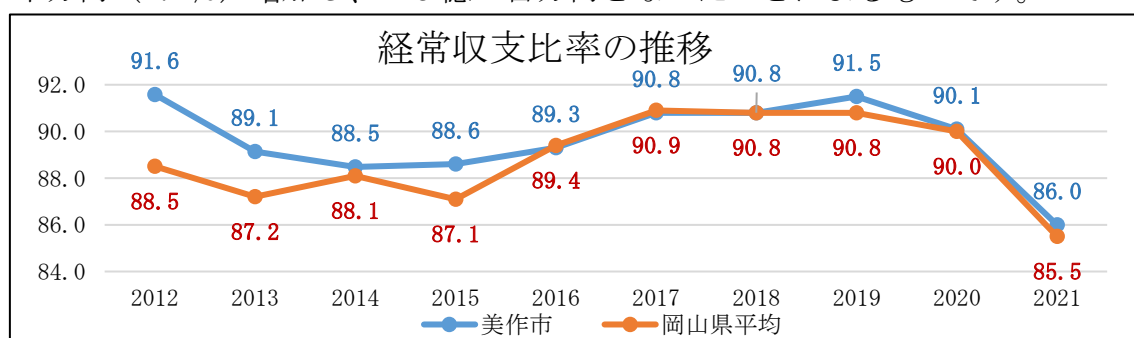


2-(1) 経常収支比率は前年度比で 4.1 ポイントの低下

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、一般的に低いほど財政運営に弾力性があることを示しています。

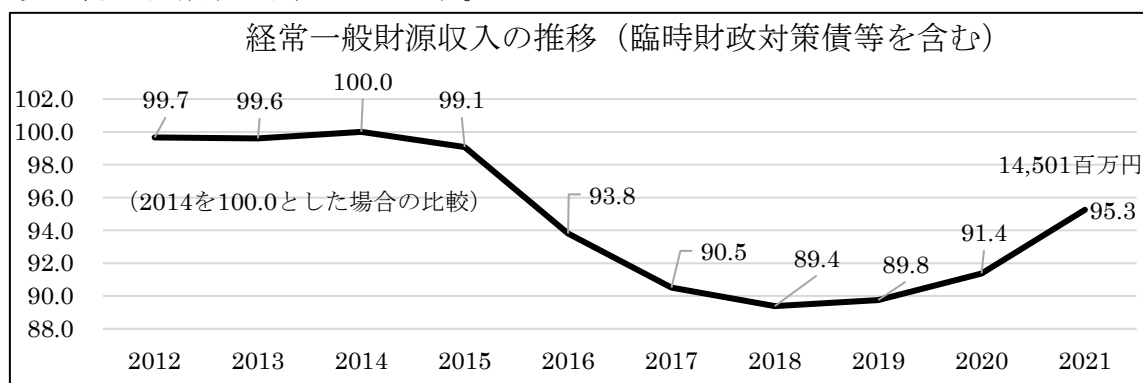
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債}}$$

2021 年度の美作市の経常収支比率は 86.0% で、前年度に比べ 4.1 ポイント低下しました。これは、比率算出の分母である「経常一般財源収入（臨時財政対策債等を含む）」が、普通交付税の追加交付の影響などにより、前年度に比べ 5 億 9 千万円（4.2%）増加し、145 億 1 百万円となったことによるものです。



比率の分母となる経常一般財源収入の多くは普通交付税です。合併算定替えの縮減が始まった 2015 年度から普通交付税が段階的に減少したことに伴い、「経常一般財源収入（臨時財政対策債等を含む）」も比例的に減少傾向でしたが、2020 年度、2021 年度は一転して増加しています。2020 年度は大規模太陽光発電施設の稼働にともなう固定資産税収入の急増、2021 年度は普通交付税の追加交付に起因するものと考えられ、いずれも、単年度限りの要因であることから、2022 年度以降の経常収支比率については、平年並みに上昇することが見込まれます。

2019 年度以前の比率は 90% 前半の高水準で推移していることから、事務事業の見直しや計画的な事業実施により、人件費、公債費はもとより、それら以外の経常経費についても抑制するように努め、経常収支比率の改善と柔軟性のある財政運営を目指す必要があります。



3 財政力強化、人口増加に向けた取り組み

3-1(1) 定住促進等に関する助成制度

美作市では、定住促進や人の動きなどに関連した、助成制度を設けています。

① 移住定住のための補助金制度

移住者・定住者の増加を図り、活力あるまちづくりを推進していくため、2015年度から5年間の時限措置として、住宅を建築・購入した方等に対する助成制度を開始しました。

定住促進に一定の効果がみられたことから、転入者、市内在住者の区分をなくすなど制度の一部を改正し、2020年度から2024年度までの5年間、期限を延長して助成制度を実施しています。

○補助金等の種類

補助金等の種類	対象案件	補助率・補助金額
新築住宅補助金	新築住宅（建築・購入）	建築・購入費の1/10 （上限40万円）
中古住宅補助金	中古住宅購入	購入費の1/10 （上限30万円）
ふるさと跡継ぎ支援補助金	3親等以内の親族の住宅を継承して改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）
ふるさと我が家リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を貸して改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）
ふるさと賃貸リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を借りて改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）

※ 中古住宅改修、児童・生徒、光ケーブル、宅地購入などに対する加算があります。

○年度別 移住定住補助金交付実績

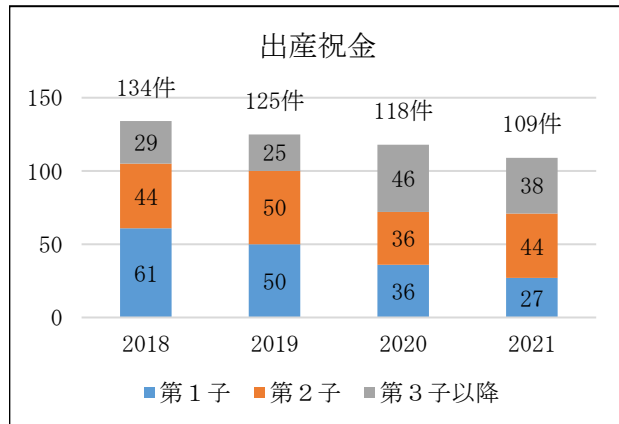
区 分	2020年度		2021年度		2022年度（9月まで）	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
新築住宅補助金	44	148	47	174	22	74
中古住宅補助金	23	50	24	51	16	40
ふるさと跡継ぎ支援	2	7	12	40	0	0
我が家リフォーム	0	—	0	—	2	—
賃貸リフォーム	1	4	0	0	0	0

② 出産祝金

2017年度に制度を創設しています。制度開始当初は、第1子に3万円、第2子に5万円、第3子以降は20万円の補助金を給付していましたが、2019年度から第1子の祝金を第2子と同額の5万円に引き上げています。

2021年度は全国的に過去最低の出生数になりました。コロナ禍が一因とも分析されており、当市においても少なからずその影響を受けています。

一方、2020、2021年度は第3子以降への給付が3割を超えており、この制度が、第3子以降をもうけるきっかけの一助になっている可能性が考えられます。

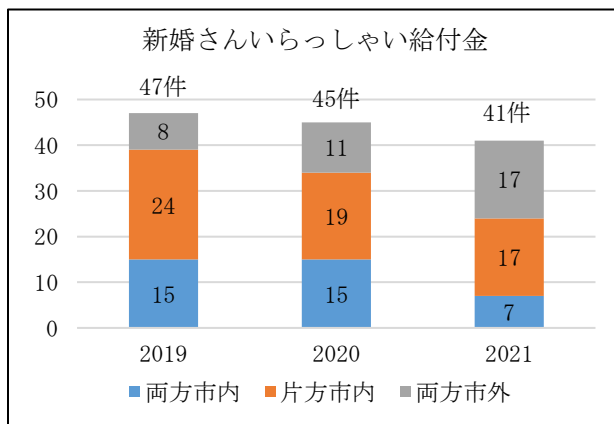


③ 新婚さんいらっしやい給付金

2019年度に始めた「新婚さんいらっしやい給付金」は、結婚されたご夫婦に10万円を最大3年間給付します。

結婚して美作市内に居住することが要件となっており、2019年度は47件、

2020年度は45件、2021年度は41件の実績となっています。この制度を利用された方のうち、おおむね3分の2以上の割合で、両方とも、もしくはご夫婦のうちどちらかが市外から転入されています。



3年間事業を行い好評であることから、2025年度までに婚姻されたご夫婦を対象とするよう、制度を延長しました。

④ 若者移住定住促進給付金

2020年度に始めた「若者移住定住促進給付金」は、高等学校等に通学するため市内に住所を移した方に、月額1万円を上限に給付するもので、2022年度の給付は、前2年度の実績を上回る見込みとなっています。

学校名	2020	2021	2022
美作市スポーツ医療看護専門学校	34人	67人	97人
岡山県北部高等技術専門学校美作校	7人	0人	1人
計	41人	67人	98人

※2022年度は9月末時点の給付決定人数

3-(2) 地域活力創生事業雇用促進奨励金

美作市内の事業所における正規雇用従業員の雇用促進及び市外在住者の美作市への定住を促進し、人口減少を抑制するとともに、市内企業における人材確保を支援するため、「地域活力創生事業雇用促進奨励金事業」を2016年度から実施しています。

① 制度の概要

i) 2016年度～2020年度（旧制度）

新規雇用した事業者に対し、従業員1人につき新卒者30万円、その他の20万円を交付

ii) 2021年度～（現行制度） ※2025年度終了予定

従業員本人へ奨励金が行き届くよう、新規雇用した従業員1人につき20万円（事業者へ10万円、従業員本人へ10万円）を交付するように改正

② 2021年度までの交付実績

少子高齢化、過疎化等により、美作市における労働力人口が減少し、人材確保が難しくなっている状況下において、2016年度からの6年間で、延べ213の市内事業所に536人が新規に雇用されており、雇用の促進に寄与しています。また、交付対象となった536人のうち、5分の1に当たる111人が市外からの転入者となっており、定住促進にもつながっています。

i) 年度別交付額・事業所数・従業員数

年度	交付額（円）	事業所数	従業員数（人）			
			男	女	計	うち新卒者
2016	11,400,000	24	32	18	50	14
2017	17,900,000	33	41	41	82	15
2018	20,100,000	41	56	37	93	15
2019	22,200,000	37	53	50	103	16
2020	24,900,000	40	59	60	119	11
2021	17,800,000	38	64	25	89	—
合計	114,300,000	213	305	231	536	71
構成比	—	—	56.9%	43.1%	100.0%	15.9%

ii) 産業分類別交付実績（従業員数）

（単位：人）

産業分類	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計	構成比
製造業	25	30	36	25	40	42	198	36.9%
医療、福祉	4	27	20	35	42	14	142	26.5%
建設業	2	5	10	12	17	5	51	9.5%
宿泊業	3	5	12	7	10	3	40	7.5%
運輸業、郵便業	0	1	4	5	6	15	31	5.8%
複合サービス事業	8	6	2	6	0	0	22	4.1%
生活関連サービス業、娯楽業	2	6	0	2	3	5	18	3.4%
他に分類されないもの	2	0	3	6	1	0	12	2.2%
卸売業、小売業	2	1	1	2	0	1	7	1.3%
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	1	2	0	1	4	0.7%
飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	1	0	2	0	0	1	4	0.7%
農業、林業	0	0	2	1	0	0	3	0.6%
漁業	0	0	0	0	0	1	1	0.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	0	0	1	0.2%
情報通信業	0	1	0	0	0	0	1	0.2%
金融業、保険業	0	0	0	0	0	1	1	0.2%
合計	50	82	93	103	119	89	536	100%

iii) 市外者における美作市への定住状況

（単位：人）

区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計	構成比
交付対象となった従業員	50	82	93	103	119	89	536	—
うち転入者数	10	22	22	16	16	25	111	20.7%

※転入日が雇用日の1年前から6か月以内の者を転入者として計上

iv) 地域別雇用状況（交付対象となった従業員の住所地別）

（単位：人）

地域名	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計		(参考)住民基本台帳人口	
							構成比	構成比	R4.3.31	構成比
勝田	3	6	7	9	12	4	41	7.6%	2,553	9.9%
大原	4	7	13	9	19	6	58	10.8%	3,429	13.3%
東栗倉	0	1	3	6	4	2	16	3.0%	928	3.6%
美作	26	42	41	40	47	42	238	44.4%	11,159	43.1%
作東	9	15	19	25	29	24	121	22.6%	5,310	20.5%
英田	8	11	10	14	8	11	62	11.6%	2,486	9.6%
合計	50	82	93	103	119	89	536	100%	25,865	100%

3-(3) 農業・農村の多面的機能の維持

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動により支えられている多面的機能の維持に支障が生じつつあり、また、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

美作市では、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、「多面的機能支払制度」を積極的に活用し、地域活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

① 多面的機能支払制度の概要

多面的機能支払制度により、地域の組織等での活動に応じて交付される多面的機能支払交付金は、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」から構成されます。

○農地維持支払交付金

農業者等による組織が取り組む、農地周り・水路・農道の草刈りや泥上げなど、多面的機能を支える共同活動を支援するものです。

【活動例】

- i 水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ii 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- iii 保全管理構想の作成等



水路の泥上げ



ため池の草刈り

○資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が取り組む、水路・農道等の軽微な補修、生態系の保全や植栽による景観形成といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援するものです。

【活動例】（共同活動）

- i 施設の軽微な補修（水路・農道・ため池）
- ii 農村環境保全活動（生態系保全・景観形成 等）
- iii 多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害防護柵設置・維持管理 等）



ひび割れの補修



防護柵の維持管理作業

【活動例】（長寿命化）

- i 施設の長寿命化のための活動



未舗装農道の舗装



素掘り水路からの更新

② 美作市多面的機能広域活動組織の設立

多面的機能支払制度は、農政の構造改革の一環として、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づき、地域活動や営農の維持等に対して行われる日本型直接支払制度として2014年度から始まりました。

しかしながら、組織の取りまとめを担う者がいない、事務手続きが煩雑であるといった理由により、地域での組織化が進んでいませんでした。美作市では、これらの問題を解決するために、事務を委託できる体制づくりや、提出書類の簡素化などを行う、「美作市多面的機能広域活動組織」の設立を支援し、2022年4月から運営を開始しています。

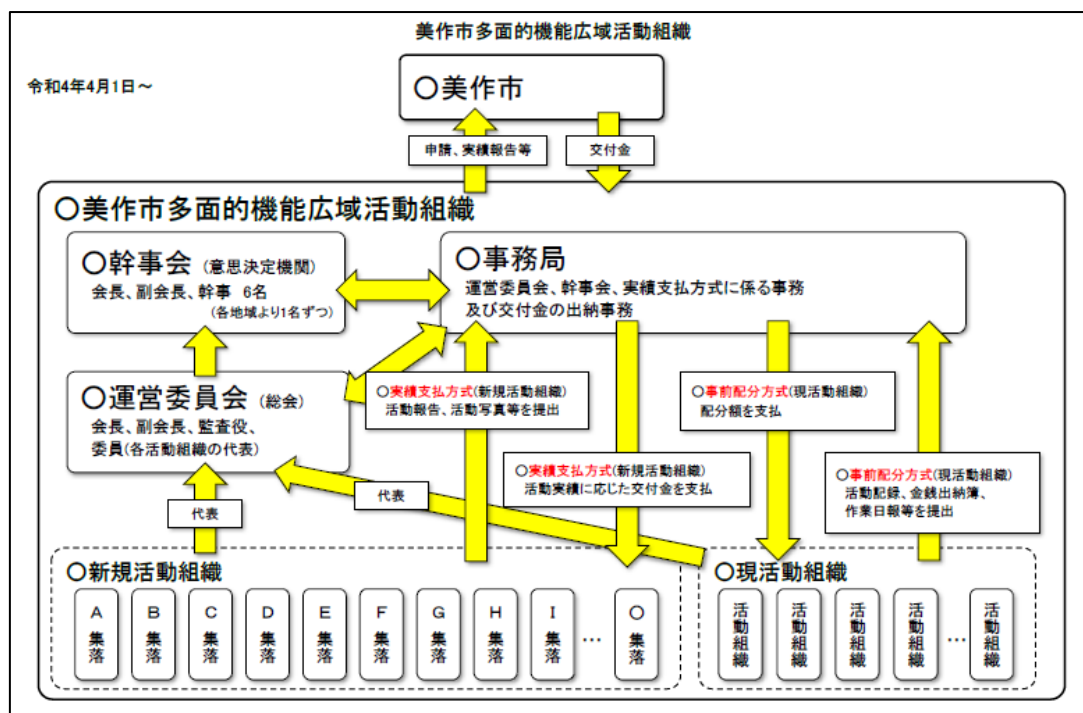
広域活動組織の設立に伴い、事務局を美作市民センター内に設置して、事務的業務の受託体制を構築しました。また、美作市全域が一つの組織になったことで、参加組織全体で交付金が効果的に活用できるようになっています。

新たに希望する集落等の参加をさらに進めることで、多面的機能支払交付金制度の有効活用を推進していきます。

○活動組織の認定状況

(単位:アール)

区分	2021年度			2022年度(見込み)		
	田	畑	計	田	畑	計
農地維持	47,964	1,289	49,253	152,536	5,840	158,376
資源向上(共同活動)	43,186	1,248	44,434	152,536	5,840	158,376
資源向上(長寿命化)	20,655	897	21,552	152,536	5,840	158,376
活動組織数	26組織			1組織(109集落)		
交付金額(総額)	32,357千円			143,460千円		



3-(4) 森林環境譲与税の活用

① 森林環境譲与税創設の経緯

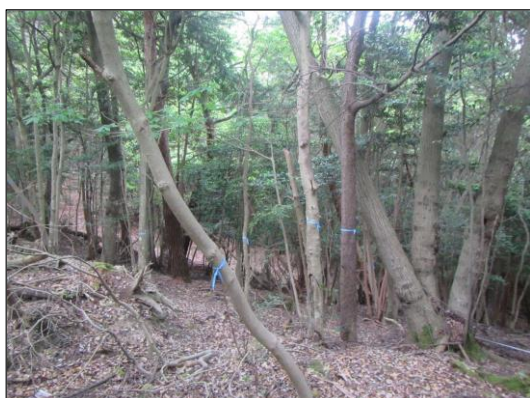
森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養（かんよう）等、国民に広く恩恵を与えており、適切な森林整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がります。その一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、2018年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、2024年度から1人年額1,000円の森林環境税が賦課されることが決まりました。併せて、都道府県及び市町村に譲与される「森林環境譲与税」が創設され、森林環境税の目的である事業に対する取り組みを、2019年度から先行して実施することになりました。

② 美作市の取り組み

美作市では、森林環境譲与税が創設される前から、更新伐事業や間伐対策事業、市産材利用助成事業など、森林の機能回復や森林資源の活用に繋がる事業を実施してきましたが、これに加え、森林環境譲与税を活用して市内全域で更新伐や間伐等を実施し、森林の若返り化による温室効果ガスの排出削減や、森林の持つ多面的機能の維持向上に繋がる森林整備を進めています。

○広葉樹更新伐による森林の若返り化の例



施業前



施業後（伐採率 70%）

美作市域の約8割を占める山林は、水源の保全、生物多様性の保全、美しい景観の維持など、市民の暮らしに密着した様々な機能を有しています。また、林業は、古くから経済、地域社会を支えてきた基幹産業の一つです。

森林環境譲与税は法律でその用途が決まっており、市町村においては、『間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てること』とされていることから、治山施設や林道の維持・修繕、里山公園の整備など、“森林環境”に関する事業に、幅広く活用しています。また、右手地区の「木地師の館」で制作した木地製品を成人式、敬老会の記念品として贈呈するなど、木材を使用した伝統工芸品の普及にも役立っています。



木地製品



美しい里山公園

③ 森林環境譲与税の譲与額

森林環境譲与税の譲与額は、制度が創設された2019年度から森林環境税の課税が始まる2024年度までの間、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように設定されています。

2019年度の譲与額は21,799千円、2020年度に46,324千円と大幅に増額され、2021年度は47,210千円、2022年度の当初予算では61,232千円となっており、森林環境税の賦課が始まる2024年度には75,149千円程度になる見込みです。

一方、森林環境譲与税の配分については、自治体ごとの人工林面積及び就林者数で7割、残る3割は人口比での案分となるため、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が、過度に高くなっているのではないかとの問題点が指摘されています。

森林整備をより効果的に推進するため、林業に係る財政需要の大きい自治体に対し、より多くの配分がなされるよう、譲与基準の見直しについて議論が深まることが期待されます。

3-(5) 事業用発電パネル税の導入

太陽光発電事業は、発電設備に広く太陽光発電パネルを設置する必要があり、発電パネル面積が広いほど、大規模発電ができるため、こうした立地開発による土地の形態の変化が、市民の生活環境において、新たな災害発生や鳥獣被害、事業者による売電事業終了後の土地の荒廃の危惧など、少なからぬ影響を与えています。近年の自然災害においては、想定していた範囲を超える河川氾濫や土石流による災害が頻繁に起きており、本来の土地の状態から太陽光発電設備用地への急激な形態の変化においては、下流域への土砂災害、河川洪水などが懸念されます。

こうした背景から、防災対策をはじめ、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「事業用発電パネル税」の導入をめざしています。

法定外目的税の新設にあつては、地方税法の規定に基づき、総務大臣の同意が必要となりますが、審議が継続しているため、現時点では、その同意を得るに至っていません。

年・月	内 容
2018年 9月	大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例 制定
2019年 6月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に上程⇒継続審査 (2020年 6月 審議未了により廃案)
2020年 9月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に再上程⇒継続審査 (2021年 3月 否決)
2021年 9月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に再上程⇒継続審査
2021年 12月	上記について、市議会にて可決
2021年 12月	地方税法第 731 条第 2 項に基づき、総務大臣に協議書を提出
2022年 6月	総務省より特定納税義務者との協議を尽くすよう求められる
2022年 7月	特定納税義務者との協議

○事業用発電パネル税の概要

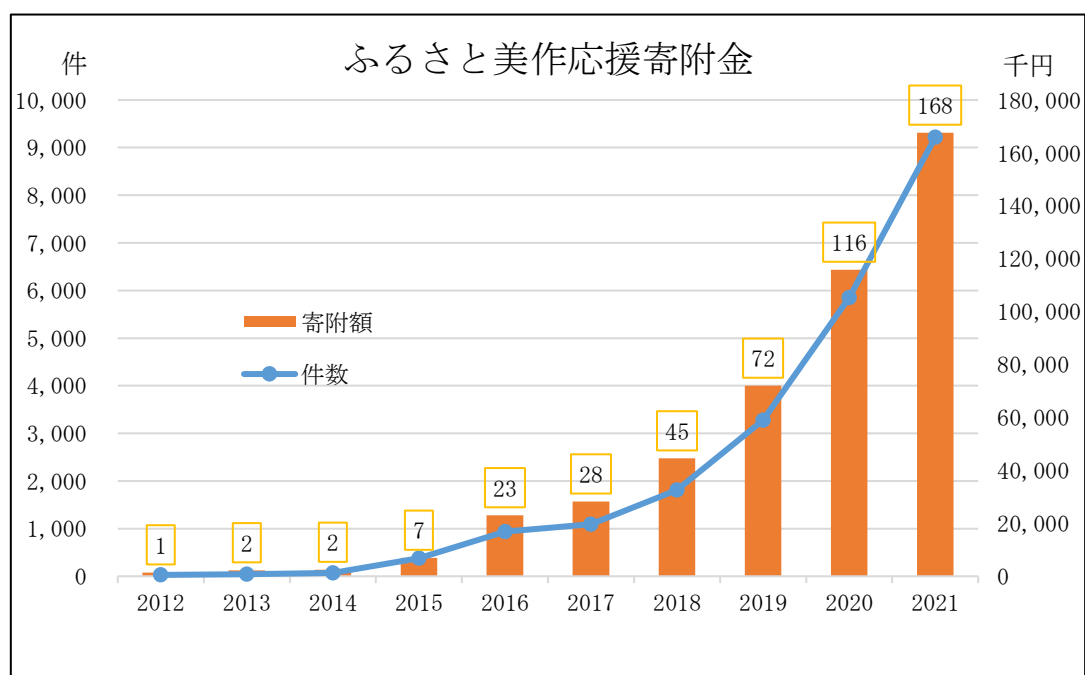
課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
税収の使途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者
税率	1㎡あたり 50円

3-(6) ふるさと納税が1億6千万円を超えました

ふるさと納税は寄附金を納税扱いとすることにより、自分の故郷や自治体の様々な取り組みを応援する気持ちを形にするもので、2008年度税制改正により創設されました。

美作市における2021年度の寄附金総額は167,626千円となり、前年度比144.7%、寄附件数は9,215件、前年度比157.4%と、ともに大幅に増加しています。

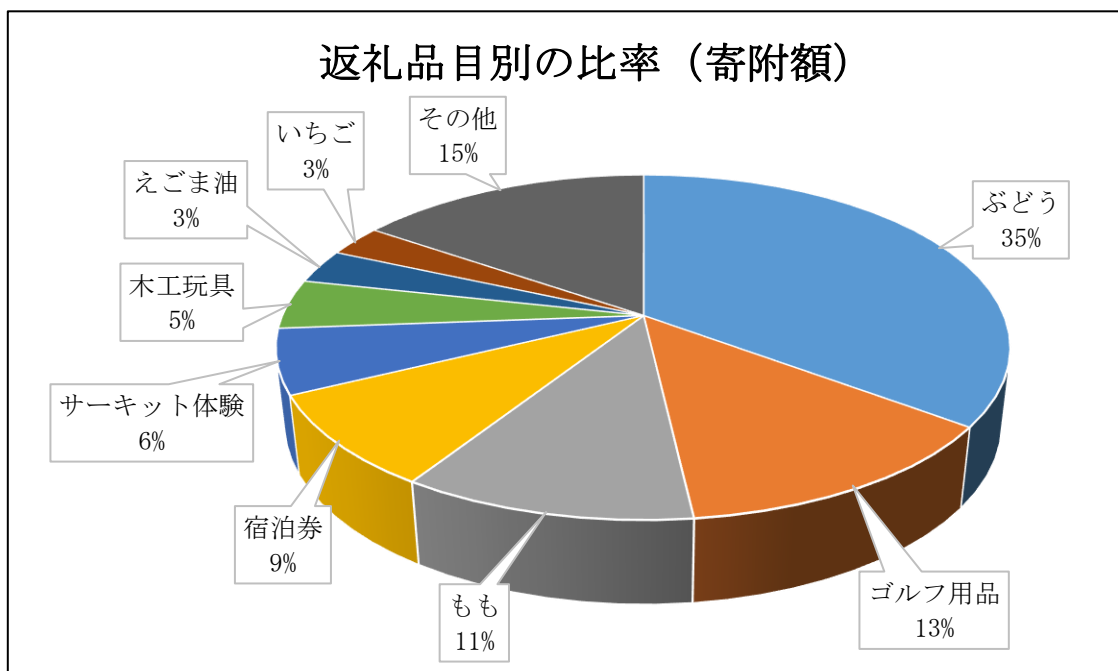
新型コロナウイルス感染症による巣籠もり需要の影響があり、その地域に出かけなくても全国各地の特産品が手に入る事が注目され、美作市も全国の方から多くの寄附をいただいています。また、2016年度から専門のポータルサイトを導入し、現在は4つのサイトに登録しており、寄附申し込みの利便性が向上したことも寄附額の増加の要因となっています。



返礼品については、2019年度の制度変更に伴い、返礼割合3割以下、地域内で生産された物品に限られるなどルールが厳格化されましたが、当市では以前より趣旨に沿ったものを返礼しています。返礼品目別の比率(寄附額)は、「ぶどう」、「ゴルフ用品」、「もも」などが上位を占めていますが、2021年度は、「宿泊券」が前年度に比べて64.7%の増(8,806千円→14,503千円)、「サーキット体験」が65.7%の増(6,122→10,147千円)、「えごま油」が82.1%の増(2,954千円→5,378千円)などの伸びを見せています。

今後は、体験観光や美作市ならではの農産品等の開拓を行うなど、市内産業の振興や地域の活性化の分野について、さらなる返礼品目拡大の研究を進めていきます。

なお、美作市内から市外への寄附は 560 件、3,257 万円（令和 4 年度寄附金税額控除）で、市外への税金の流出過多とはなっていません。



○返礼品目別の寄附額

（単位：千円）

品目	寄附額	件数	比率（寄附額）
ぶどう	58,945	4,990	35.2%
ゴルフ用品	21,835	249	13.0%
もも	18,270	719	10.9%
宿泊券	14,503	90	8.7%
サーキット体験	10,147	117	6.1%
木工玩具	7,792	155	4.6%
えごま油	5,378	413	3.2%
いちご	4,904	634	2.9%
その他	25,852	1,848	15.4%

3-(7) 東栗倉小学校・幼稚園の統廃合

学校の統廃合については、児童生徒の教育条件の改善を中心に据えて検討を行うことが最も重要となりますが、2015年に文部科学省から示された『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』に、「地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所」であり、「防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多い」と記述されているとおり、財政的観点と教育的観点のみならず、地域の拠点性の観点も含めて慎重な議論が必要となります。美作市においては、保護者や地域の皆様のご理解とご協力を得て、町村合併後、次表の学校施設の統廃合が行われています。

○学校統廃合の状況（町村合併以降）

閉校年月	学校名	統合後の学校	地域
2006年3月	巨勢小学校	美作第一小学校	旧美作町
2008年3月	吉野小学校	江見小学校	旧作東町
2015年3月	栗井小学校	江見小学校	旧作東町
2016年3月	梶並小学校	勝田小学校	旧勝田町

東栗倉小学校に関しては、児童数の減少に伴う学習等への影響に対する危惧から、2020年8月28日付けで、東栗倉小学校PTA会長と東栗倉地域自治振興協議会長との連名による「東栗倉小学校の統合に関する要望について」が提出され、早期に大原小学校との統合を進めることが求められました。その後、地域の方々と協議を重ね、2023年4月を統合時期とすることなどを合意事項とした、地元側・市側双方による、統合に関する協定が2022年8月に締結されています。

これらのことを受け、2022年度には、複式学級の解消のための加配教員の配置など、統合に向けた準備を行うとともに、大原小学校との交流行事を学期ごとに行うなど、東栗倉小学校・幼稚園のスムーズな統合に向けた取り組みが行われています。



○東栗倉小学校の沿革

- 1883年 生驩（せいりゅう）小学校設立
- 1901年 東栗倉尋常小学校と改称
- 1916年 東栗倉尋常高等小学校と改称
- 1929年 現在地に校舎を新築・移転
- 1947年 東栗倉村立東栗倉小学校と改称
- 1956年 学校給食を開始
- 1978年 鉄筋三階建て校舎完成
- 2005年 美作市立東栗倉小学校と改称
- 2008年 校舎・講堂・体育館の耐震大規模改修

4 今後の課題

4-1(1) 新庁舎建設事業が本格的に始まりました

① これまでの経緯

市役所本庁舎は耐震性能の不足が明らかになった以降も運用を続けていますが、空調等の大規模設備の更新や、浸水想定区域の見直しに伴う浸水対策の必要性が課題となっていました。

2018年に合併特例事業債の2回目の延長が決まり、美作市では2024年度まで利用できることになったため、新築移転の検討が行われることとなり、2018年12月の定例議会では、「美作市役所庁舎建設促進に関する決議」が可決されました。また、被災時の防災拠点として機能強化を合理的に進めるため、「美作市総合防災施設整備の推進に関する条例」を2021年に制定するとともに、市議会では、美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会を設置し、事業の調査研究を継続して進めています。

年・月	内 容
1979年(S54)	旧美作町本庁舎（現美作市本庁舎）建設
2011年10月	本庁舎耐震診断業務委託（「倒壊の危険性が高い」との診断）
2012年6月	合併特例事業債の期間延長（2014年度→2019年度）
2014年9月	新市建設計画の変更 「新市の本庁舎は庁舎整備検討市民委員会の建議を踏まえ決定する」
2015年7月	美作市庁舎整備検討市民委員会 建議書 「新築移転を求める」
2016年9月	市議会 庁舎位置条例の改正案 否決
2018年4月	合併特例事業債の期間再延長（2019年度→2024年度）
2018年11月	暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケート （災害に配慮した場所、市の中心地への建設が多数意見）
2018年12月	市議会 美作市役所庁舎建設促進に関する決議
2019年3月	市議会 美作市庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会設置
2021年6月	市議会 美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会設置
2021年6月	美作市総合防災施設整備の推進に関する条例 制定
2022年1月	美作市本庁舎整備基本構想 策定
2022年7月	美作市庁舎整備基本計画 策定

② 美作市庁舎整備基本計画

2022年1月に策定した「美作市本庁舎整備基本構想」をより一歩進め、新庁舎の具体的な施設の使い方や機能、整備方法についての指標を諸条件に照らし整理した「美作市庁舎整備基本計画」を2022年7月に策定し、基本計画の内容を十分に踏まえて、新庁舎建設に向けた設計が進められています。

「美作市庁舎整備基本計画」には、次のとおり新庁舎整備の基本方針が示されています。

① 市民の安全・安心を支える施設

新庁舎は、市民と職員が安心して利用できる安全性を備えるとともに、災害発生時には、地域の防災拠点として、市民の生活を守り、様々な情報収集や迅速な復旧活動を行うことができる機能を備えた、安全・安心な庁舎とします。

② 市民サービスの利便性が良い施設

分散する保健福祉部、教育委員会、水道課、下水道課の事務所を集約するとともに、すべての市民にとって分かりやすい案内機能を充実させます。市民の利用が多い届出、申請や相談等の窓口サービスの利便性を高めることで、市民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎とします。

③ 人・まち・自然と調和した施設

高齢者や障がい者をはじめ、誰にでもわかりやすく、使いやすい施設として、ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れ、利用者の視点に立った人にやさしい庁舎とします。また、まちなみに調和した美作らしさを取り入れたデザインとします。

④ 経済性・環境性・柔軟性に優れた施設

省エネルギー化や自然エネルギーの積極的な活用等を通じて環境負荷を提言し、カーボンニュートラルの実現に向け、環境にやさしい庁舎とします。また、長期的な経済性を考慮し、維持管理に優れた構造や資材の導入により、ライフサイクルコスト（建物の設計・建設から使用期間中の維持管理費、光熱水費、そして解体での建物の生涯に係る費用）を縮減します。また、将来の変化に柔軟に対応できる施設とします。



南側外観のイメージ



東側外観のイメージ

③ 合併特例事業債の活用

合併特例事業債は、市町村の合併に伴い、特に必要となるハード事業に充当が可能（95%）で、その元利償還金の70%について、後年度において普通交付税措置されるという有利な地方債です。発行額には限度があり、ハード事業分として2021年度までに約89億円発行していることから、今後発行できる額は約92億円となります。

新庁舎建設については、他に有利な財源がないことから、合併特例事業債を主な財源とすることを前提としており、特例期間が延長された2024年度までに、事業を実施する必要があります。

また、新庁舎建設には一時的に多額の経費を要するため、借入金の返済費用にあたる後年度の公債費も比例的に増加することから、将来の償還を踏まえた計画的な財政運営が必要となります。

○合併特例事業債発行状況

単位：百万円

起債実績額		2022年度以降 発行可能額	2021年度末 償還元金残高
ハード事業分	基金分		
8,910	3,116	9,207	4,656

4-(2) 新型コロナウイルス感染症との併存 (With コロナ)

① 感染症の拡大と感染症予防・経済対策

2020年1月、日本国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、2020年4月には、全都道府県を対象区域として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、岡山県においては2021年5月に2度目の、さらに同年8月には3度目の緊急事態宣言が発令されました。

デルタ株への置き換わりにより、ピーク時には全国で1日あたり25,000人を超える新規陽性者が確認された、いわゆる第5波と呼ばれる感染拡大は、2021年9月以降急速に減少しましたが、一旦、小康状態となった新規陽性者数が、同年12月下旬には再び増加傾向に転じ、ピーク時の陽性者数が10万人/日を超えた第6波、さらに、ピーク時には26万人/日を超える陽性者が確認されるなど爆発的な感染拡大となった第7波と、周期的に感染の波が押し寄せる状況が続いています。

この間、3密の回避や感染リスクの高い行動は控えるといった、新たな行動様式が求められるようになり、日常生活が大きく変容しました。このことに伴い、経済活動が停滞し、特に飲食業、宿泊業、観光業、道路旅客運輸業などの業種で、売り上げが大きく落ち込み、現在もその影響が続いています。

美作市では、2020年2月27日に感染症対策本部を立ち上げ、その後、経済的な影響にも対応するため「美作市新型コロナウイルス感染症予防・経済対策本部」に改編し、各対策を迅速かつ有効に実施するため、2020年度、2021年度はともに12回にわたる補正予算の編成を行い、国が実施する施策に加え、美作市の地域性を考慮した独自の支援を行ってきました。

i) 2020年度新型コロナウイルス感染症予防・経済対策 (主なもの) (単位:千円)

事業名称等	決算額	財源内訳			
		国庫 支出金	内 臨時 交付金	その他	一般財源
特別定額給付金給付事業	2,732,633	2,732,633	0	0	0
予防接種事業	56,850	7,969	2,511	0	48,881
地域応援商品券発行事業	279,074	216,074	216,074	63,000	0
負けるな事業継続応援給付金	473,598	442,310	442,310	0	31,288
負けるな貸付金事業	209,800	0	0	0	209,800
負けるな給付金事業	207,602	195,502	195,502	0	12,100
タブレット端末購入事業 (学校)	82,597	82,597	30,110	0	0
その他	237,644	192,854	91,815	15,211	29,569
合計	4,279,798	3,869,939	978,322	78,211	331,638

ii) 2021 年度コロナウイルス感染症予防・経済対策（主なもの）（単位:千円）

事業名称等	決算額	財源内訳			
		国庫 支出金	内 臨時 交付金	その他	一般財源
負けるな事業継続応援給付金	33,700	0	0	0	33,700
非課税世帯等への臨時特別給付金	345,735	345,735	0	0	0
子育て世代への給付金	374,621	374,520	0	0	101
予防接種事業（コロナ）	213,160	213,160	0	0	0
負けるな米農家支援金	100,066	80,133	80,133	0	19,933
負けるな給付金事業	107,139	94,820	94,820	0	12,319
その他	42,137	23,871	15,773	6,431	11,835
合計	1,216,558	1,132,239	190,726	6,431	77,888

iii) 2022 年度コロナウイルス感染症予防・経済対策（9月補正予算まで）（単位:千円）

事業名称等	予算額	財源内訳			
		国庫 支出金	内 臨時 交付金	その他	一般財源
非課税世帯等への臨時特別給付金	93,747	93,000	0	0	747
物価高騰緊急支援給付金	238,877	238,877	0	0	0
子育て世代への給付金	48,148	47,897	0	0	251
健康診査事業（個別健診）	56,055	75	0	899	55,081
予防接種事業（コロナ）	233,481	233,480	0	0	1
負けるな給付金事業	55,000	35,000	35,000	0	20,000
原油・物価高騰対策事業者支援給付金事業	177,380	175,820	175,820	0	1,560
学校運営事業（給食関係）	8,553	7,979	7,979	0	574
その他	71,843	11,952	6,703	29,700	30,191
合計	983,084	844,080	225,502	30,599	108,405

② 新型コロナウイルス感染症との併存（With コロナ）に向けて

いわゆる第6波、第7波で置き換わったとみられるオミクロン株については、若年者の重症化リスクは低いことから、大部分の人は感染しても軽症で入院することはなく、一方で、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクは引き続き高いものの、重症化する割合や死亡する割合は以前に比べ低下しているといった特性が確認されています。

新型コロナウイルスは今後も変異を繰り返し、収束までにはさらなる大規模な感染拡大が生ずることも懸念されますが、過去複数回にわたる感染拡大を経験した中で、日常生活や経済活動における感染防止の取組み、科学的知見の積み

重ね、医療体制をはじめとする国・自治体の取組みなど、全体として対応力が強化されています。

また、諸外国においては、新型コロナウイルスを特別な脅威とまではみなさず、社会・経済活動の正常化に向けた取組みが進みつつあり、我が国においても、「正体不明」の存在として不安視することなく、科学的・医学的根拠に基づく合理的な対策により、新型コロナウイルスへの対応と社会・経済活動の両立を進めていく、新たな段階にあると言えます。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「With コロナに向けた政策の考え方」では、高齢者施設等における医療支援の強化や、全国民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種促進など、保健医療体制の強化を前提として、今後、第7波を上回る感染拡大が生じて、一般医療や救急医療等を含む保健医療システムを機能させながら、社会・経済活動を維持する方針が示されています。

美作市においても、新型コロナウイルス感染症の存在を前提として、感染拡大の防止と市民生活・経済活動の維持・回復を両立させていく「With コロナ」の実現に取り組んでいく必要があります。

③ 感染収束後の財政運営

新型コロナウイルス感染症が収束し、感染症対策費が大きく減少した後には、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のような特別な財源措置がなくなることや、特例的に引き上げられている国庫補助金の補助率が本来の割合に引き戻されることなど、地方財政の構造が平時に戻るが見込まれます。感染症が収束した後は、これまでのような国からの特別な財政支援を前提とせず、事業執行に必要な財源確保について合理的な見通しを立てるなど、財政運営の持続性の確保に十分配慮していく必要があります。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2022年9月16日

〈 新型コロナワクチン接種 〉

**オミクロン株に対応した
2価ワクチンの接種が開始されます。**

年内に、希望する全ての方が接種するのに十分な量のワクチンを供給しますので、一時的に予約が取れなくても、安心してお待ちください。

順次、市町村から案内がありますので、ぜひ接種をご検討ください。

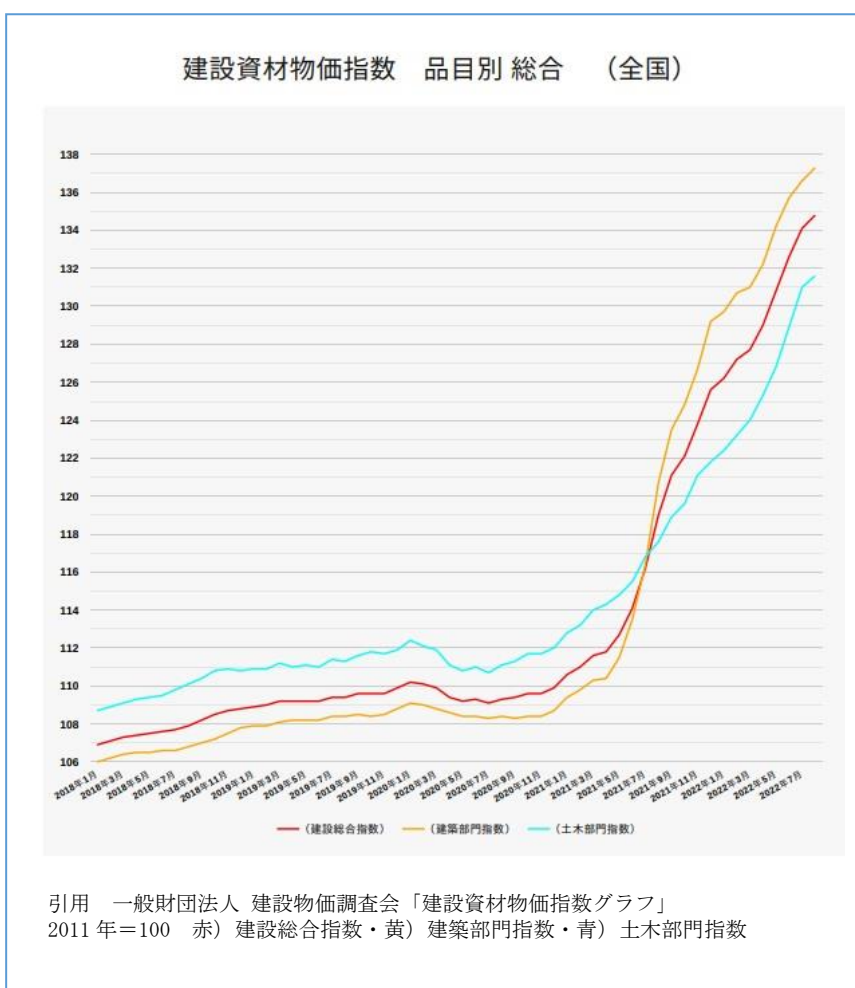
4-(3) 急激な物価高騰

2021年に入り、一部の国では新型コロナウイルスのワクチン接種の進展などに伴い、経済再開に向けた動きが進み、世界経済の回復基調に伴う需要増加によって、原油をはじめとする資材価格が高騰し始めました。

こうした中、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、物資の国際価格は変動を伴いながら、さらに高い水準で推移することとなり、加えて、円安の進行による輸入物価の上昇が、国内経済に大きな影響を与えています。

建設資材の価格も2021年から急激に上昇しており、このことに伴い、建設工事価格は上昇、もしくは高止まりの状況が続くと考えられます。また、国際情勢の急激な変化により、原料調達や製造過程への影響が見通せないため、建材等の納入遅延も懸念されます。

今後、公共工事等を行うにあたっては、財政的な観点からはもとより、適正な工期の確保も含め、より計画的に実施していく必要があります。



○原油・物価高騰対策事業者支援給付金

美作市では、新型コロナウイルス感染症、円安、原油価格・物価高騰の影響により、売上高の減少又は経費の増加に直面する事業者の負担を軽減し、雇用維持及び事業継続を支援するため、「原油・物価高騰対策事業者支援給付金」の交付を、急激な物価高騰に対する緊急対策として実施しています。(申請期限 2022年12月23日)

<問い合わせ先> 美作市商工政策課 0868-72-6695

4-(4) マイナンバーカードの普及と利用促進

① マイナンバーとマイナンバーカード

「マイナンバー」は住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号で、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤とされており、法律または条例で定められた、税、社会保障、災害対策などの分野において、すでに使用されています。

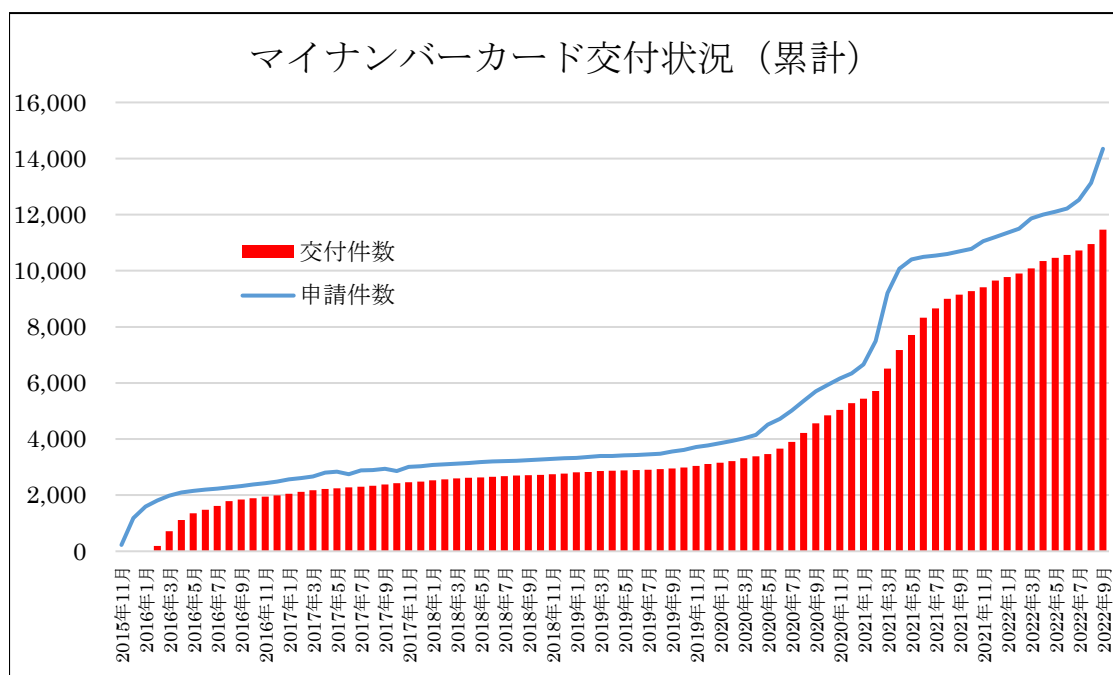
一方、「マイナンバーカード」は、申請により当面は無料（本人の責による再発行の場合を除く）で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカードで、官民の分野を問わず、また、マイナンバー利用事務であるか否かを問わず、対面でも、オンラインでも本人確認手段として利用可能なものです。

美作市では、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどの多機能端末を設置している店舗で、住民票の写しと印鑑登録証明書の取得ができる、「コンビニ交付サービス」を2021年2月から開始しています。

2021年10月からは、事前に手続きをすることにより、一部の医療機関や薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになっており、また、2024年度末には運転免許証との一体化を開始する方針が示されるなど、今後、暮らしの中で、マイナンバーカードの利活用が急速に進むことが予想されます。

② マイナンバーカードの交付状況

ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるマイナンバーカードは、デジタル社会の実現に必要なツールになること



から、国では、2022年度末にほぼ全国民に普及することを目指しています。

一方、総務省ホームページの「マイナンバーカード交付状況について」によれば、2022年9月末現在、全国の「人口に対する交付枚数率」は49.0%（人口は2022.1.1基準）にとどまっています。また、美作市の交付枚数率は43.2%となっており、全国及び岡山県全体（48.2%）を下回っています。

○近隣市町村のマイナンバーカードの交付状況（2022年9月末時点）（%）

市町村名	岡山市	倉敷市	津山市	赤磐市	真庭市
交付枚数率	47.9	50.5	46.7	45.3	41.9
市町村名	美作市	勝央町	奈義町	西粟倉村	(参考)岡山県
交付枚数率	43.2	46.5	41.9	44.9	48.2

③ マイナンバーカードの普及促進

2040年頃は、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者の仲間入りをする時期であり、日本全体で高齢者の人口割合がピークを迎えます。このような社会経済状況の変化を背景として、地方自治体においても、2040年に向け、職員の確保が難しくなり、財政状況も厳しくなるなどの資源制約が生じる可能性が高くなります。職員が職員でなければできない業務に注力し、住民サービスを持続可能な形で維持・確保していくためには、AI等の技術を使いこなす「スマート自治体」に転換することが必要と言われており、マイナンバーカードの普及はそのカギとなります。

美作市では、湯郷地内で開催される、旬の野菜や食品を販売する「ゆのごうマルシェ」の会場や、納税相談会場、選挙の期日前投票時など、人が集まりやすい場所で、臨時の申請窓口を開設するなど、申請の利便性向上に努めています。今後も引き続き、できるだけ多くの方にマイナンバーカードが行き渡るよう、普及の促進に取り組んでいくこととしています。

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

なお、2022年6月に閣議決定した、「デジタル田園都市国家構想基本方針」には、「2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する」と明記されており、財政面の観点からも今後の動向に注視していく必要があります。

4-(5) 光ファイバ網宅内設備の更新

美作市は、民間の情報通信事業者による高速インターネットの事業展開が見込めないことから、都市と農山村、市の中心部と周辺部の情報格差を是正し、全ての市民が「情報を活かした生活レベルの向上」を享受することを目的として、情報整備基盤整備事業に取り組み、2010年度までに市内全域で、FTTH^{*1}による光ファイバ網の整備を完了しています。

市内全域に整備した光ファイバ網を利用し、光インターネット、ひかり電話、ケーブルテレビ、告知放送などのサービスを提供しており、市民の日常生活に欠かせないインフラとなっています。

○光サービス利用件数等

光サービス		利用件数	市有宅内機器など
通信	ひかり電話（インターネットサービス含む）	9,031 件	D-ONU 屋内ケーブル
	光インターネット		
放送	ケーブルテレビ（告知放送サービス含む）	8,281 件	V-ONU、電源供給機 屋内ケーブル、 告知放送端末
	告知放送	2,139 件	

光サービスの提供にあたり、各種の宅内機器が必要であり、D-ONU^{*2} や V-ONU^{*3}、屋内光ファイバケーブル、電源供給機、告知放送端末などの機器は市の所有物となります。光サービス利用開始から 13 年が経過しており、その間、告知放送端末以外は機器の更新を行っていないため、将来的な更新計画の検討が必要な時期となっています。

○D-ONU 更新

D-ONU を、一斉に全数更新をする場合、3 億 3 千万円を超える費用が必要となる見込みです。現在、D-ONU の年間故障件数は 1 %程度であり、個別対応を行うことで、サービス提供に大きな支障は生じていないため、今後の故障対応件数の増加等の状況により、更新の時期を判断する必要があります。

なお、本設備を利用している通信サービスは、民間の情報通信事業者が市との契約に基づき行っていることから、民間事業者への設備譲渡も含めた検討を行うこととしています。

D-ONU の年間故障件数

(単位：件)

年 度	2018	2019	2020	2021
故障対応件数	48	56	84	95

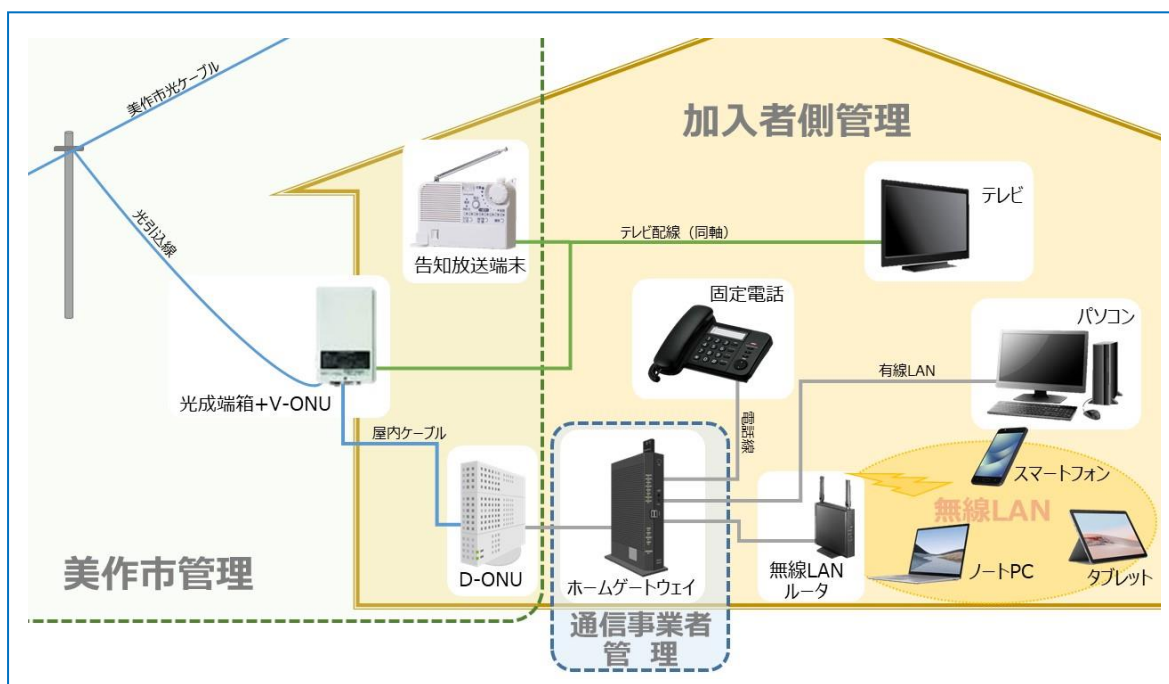
○V-ONU 更新

V-ONU は、比較的単純な機器構造のため、落雷による電源系統の故障はあるものの、現在のところ経年劣化に伴う機器不良はなく、ただちに更新をする必要性はないと考えています。ただし、メーカーの保守対応期間が過ぎており、部品の製造中止などがあるため、機器の不足が予想されます。

当面は、放送サービスに支障が生じることはないと思われませんが、機器を一齐に更新する場合、2億3千万円以上の費用が必要となる見込みのため、今後の状況を見ながら、計画的に更新の準備を行う必要があります。

○屋内光ファイバケーブルの更新

光ファイバケーブルは、耐用年数 20 年程度を基準に設計されています。敷設環境や使用状況により寿命は変化しますが、一般的に耐用年数より長い期間の耐久性があるとされており、当面、更新の必要はないと考えています。



- ※ 1) FTTH 【Fiber To The Home】 光ファイバケーブルを一般個人等の家屋へ直接引き込むネットワーク構成。
- ※ 2) D-ONU 【Data-Optical Network Unit】 光ファイバで利用される光信号を、スマートフォンやパソコンなどで利用されるデジタル信号に変換する装置。一般的には「ONU」と呼ばれるが、「V-ONU」と区別するため「D-」を付す場合がある。
- ※ 3) V-ONU 【Video-Optical Network Unit】 光ファイバで利用される光信号を、テレビなどで利用される映像信号に変換する装置で、主にテレビを視聴するために用いられる。

4-(6) 地域高規格道路「美作岡山道路」の整備促進

岡山県東部地区振興の要である高規格道路「美作岡山道路」は、山陽自動車道、中国縦貫自動車道と一体となって「高規格道路網」を形成し国土強靱化を図るとともに、美作圏域と岡山圏域とを結んで地方創生を実現するためにも重要な路線です。

高速ネットワークの整備が進み、中四国・京阪神地域をカバーするクロスポイントとしての優位性が向上しており、一部開通した沿線では企業立地が増加傾向にあるなど、全線開通することで企業誘致等による地域の活性化が期待されています。



○「美作岡山道路」の概要

- 全体延長 約 36 km
- 開通延長 21.5 km
- 工事中 14.5 km
- 2006年2月 一部開通 (熊山IC～佐伯IC間)
- 2012年3月 一部開通 (湯郷温泉IC～勝央IC間)
- 2016年3月 一部開通 (勝央JCTで中国縦貫自動車道に接続)
- 2019年3月 一部開通 (吉井IC～佐伯IC間、熊山IC～瀬戸IC間)

① 市内区間の進捗状況

救急医療施設への時間短縮、災害対策、企業立地の促進や観光客の誘致のため、美作岡山道路の早期全線開通に取り組んでおり、事業化が決定していなかった、吉井IC～柵原IC～英田IC間の約11.5kmについても、2021年3月に、国の財政的な支援を受け、事業実施を進める補助事業として採択されました。

美作市内においては、現在、英田IC～湯郷温泉ICの約2.5kmの区間で、橋梁の下部工やボックスカルバートなどの道路構造物の工事が着実に進んでいます。(注：文中及び図中の「柵原IC」と「英田IC」は仮称です。)



橋梁下部工

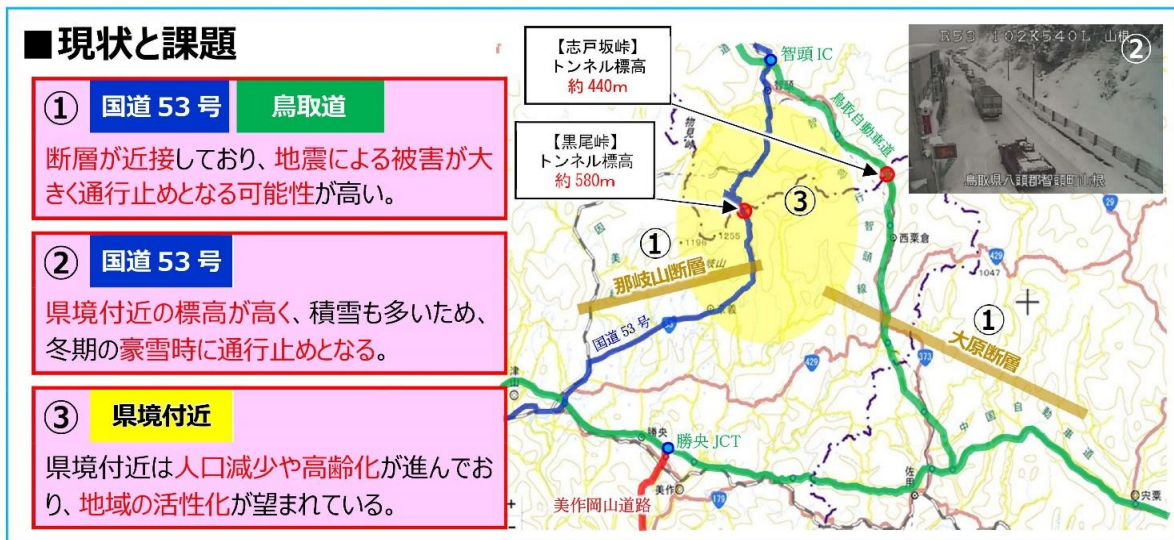


ボックスカルバート

② 美作岡山道路の北部延伸

鳥取・岡山県境付近は、人口減少や高齢化が急速に進行している上、積雪が多く、断層帯があるなど、自然災害が心配される地域です。また、第三次医療機関等の医療施設に限られるため、救命・救急搬送に時間を要する地域でもあります。

これらの課題解決のため、国道 53 号黒尾峠高規格バイパス化（美作岡山道路の北部延伸）の実現を目指し、美作市では、鳥取市、奈義町、勝央町、智頭町とともに、「美作岡山道路北部延伸道路整備促進期成会」を設置し、国等に対し、必要な調査を進め早期の事業化を図るよう働きかけを行っています。



中国縦貫自動車道から市内を經由して智頭方面に向かう黒尾峠のバイパス化により、断層帯の影響を低減し、冬期の豪雪時にも比較的安全に通行できるメリットが生じます。また、北部延伸の沿線市町には、医療機関や陸上自衛隊駐屯基地があり、鳥取自動車道とのダブルネットワークを形成することにより、特に災害時に大きな役割を担う、安全・安心な住民生活を確保する「命を守る道路」となることが期待されます。

5 今後の財政見通し

5-1(1) 引き続き健全な財政運営に努めていきます

次の表は、2021年度決算を基に、2022年度及び向こう5年間の財政収支を推計したものです。

歳入における地方交付税は、通常経費である個別算定分が人口減を反映して減少するものの、市債の償還に充当するものとして算定される公債費算入額の増により、額面的には増加することが見込まれます。

歳出においては、合併特例事業債を活用して大規模な事業を進めますが、後年度への負担を考慮して計画的に発行し、特定目的基金等を有効に活用することにより、収支不足にはならない見込みとなっています。

単位：百万円（％）

		2022	2023	2024	2025	2026	2027
		金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)
歳 入	市税	3,565 (4.6)	3,440 (Δ3.5)	3,291 (Δ4.3)	3,187 (Δ3.2)	3,085 (Δ3.2)	2,965 (Δ3.9)
	地方交付税	9,641 (Δ7.2)	9,658 (0.2)	9,576 (Δ0.8)	9,806 (2.4)	9,942 (1.4)	9,972 (0.3)
	国県支出金	3,301 (Δ13.9)	2,703 (Δ18.1)	2,981 (10.3)	2,942 (Δ1.3)	2,729 (Δ7.2)	2,668 (Δ2.3)
	市債	2,585 (17.7)	5,790 (124.0)	5,561 (Δ3.9)	2,322 (Δ58.2)	1,466 (Δ36.9)	1,513 (3.2)
	その他	4,433 (9.4)	3,371 (Δ24.0)	4,007 (18.9)	3,149 (Δ21.4)	3,282 (4.2)	2,954 (Δ10.0)
	合 計	23,525 (Δ1.3)	24,962 (6.1)	25,416 (1.8)	21,406 (Δ15.8)	20,504 (Δ4.2)	20,072 (Δ2.1)
歳 出	人件費	4,221 (1.2)	4,284 (1.5)	4,377 (2.2)	4,384 (0.2)	4,474 (2.1)	4,450 (Δ0.5)
	扶助費	2,062 (Δ23.7)	2,022 (Δ1.9)	2,018 (Δ0.2)	2,014 (Δ0.2)	2,011 (Δ0.1)	2,013 (0.1)
	公債費	2,893 (Δ3.5)	2,605 (Δ10.0)	2,607 (0.1)	2,975 (14.1)	3,331 (12.0)	3,503 (5.2)
	物件費	2,824 (3.2)	2,665 (Δ5.7)	2,627 (Δ1.4)	2,611 (Δ0.6)	2,612 (0.0)	2,612 (0.0)
	補助費等	3,317 (0.6)	2,938 (Δ11.4)	2,874 (Δ2.2)	2,848 (Δ0.9)	2,781 (Δ2.4)	2,744 (Δ1.3)
	普通建設事業費	2,953 (49.3)	6,243 (111.4)	6,944 (11.2)	2,705 (Δ61.0)	1,660 (Δ38.6)	1,590 (Δ4.2)
	その他	4,297 (1.2)	3,864 (Δ10.1)	3,431 (Δ11.2)	3,252 (Δ5.2)	3,340 (2.7)	3,096 (Δ7.3)
	合 計	22,567 (2.0)	24,621 (9.1)	24,878 (1.0)	20,789 (Δ16.4)	20,209 (Δ2.8)	20,008 (Δ1.0)
収支差引額		958	341	538	617	295	64

5-(2) 推計の考え方

歳入、歳出の推計の考え方は、2021 年度決算及び 2022 年度予算を基にしたほか、次のとおりです。

1 歳入

- (1) 市税は、税制改正等の要因を勘案しています。固定資産税では、太陽光発電設備の償却資産の減を見込んでいます。
- (2) 地方交付税のうち普通交付税は、市税等の収入見込み及び今後の地方債の発行などを勘案して算定しています。交付税算定における基礎数値として、2021 年度からは 2020 年の国勢調査人口が反映されており、また、2026 年度からは 2025 年の国勢調査人口が反映される見込みとなっていることから、現在の人口動態を踏まえて算定しています。特別交付税は、伸率を 0 としています。
- (3) 国県支出金は、社会保障費や普通建設事業費を勘案して算定しています。
- (4) 市債は、普通建設事業費を勘案して算定しています。過疎対策事業債ソフト分、臨時財政対策債は、据え置きとしています。
- (5) 2026 年度から、大規模事業の実施に伴う起債の償還に充てるため、減債基金を 1 億円程度繰り入れることとしています。

2 歳出

- (1) 人件費は、職員の退職、採用等を勘案して算定しています。2020 年度から会計年度任用職員制度が始まっており、物件費、扶助費（保育園分）で計上していた賃金等を人件費に振り替えています。
- (2) 扶助費は、過去の推移、人口増減を勘案して算定しています。
- (3) 公債費は、今後の借入と償還を見込んで算定しています。
- (4) 物件費は、原則、据え置きとしています。
- (5) 補助費等は、企業会計への繰出金を勘案して算定しています。2020 年度から簡易水道特別会計が公営企業会計へ移行したことに伴い、繰出金で見込んでいた費用を補助金、出資金に振り替えています。
- (6) 普通建設事業費は、現在計画されている事業をもとに算定しています。

(主な普通建設事業)

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・庁舎建設事業 | ・CATV、情報機器等更新事業 |
| ・防災公園整備事業 | ・火葬場建設事業 |
| ・保育園建設事業 | ・市道整備事業 |
| ・緊急自然災害防止対策事業 | ・道路防災事業 |
| ・交通結節点整備事業 | ・観光施設整備改修事業 |
| ・公民館建設事業 | ・特別支援学校等整備事業 |
| ・大学誘致事業 | ・文化センター建設事業 |